

種 税 論

ヴェルモント州費は
ヴォルチニヤ州費は

七倍
二倍

即ち一千八百八十七年に於ける以上の諸州費全額は一千八百二十八年に比し殆んど十倍なりとす該表に擧げたる費額中には大抵州債費及學校費をも包含せしめたり

諸州の經常費は州債費及學校費を除くの外一千八百四十年より一千八百六十年に至るの間には全腓上取て著しき増加なかりき何となれば或州の州費は一千八百四十年に於て殆んど二倍に増加したるも他の或州に於ては却て同一の比例にて減少したるを以てなり。抑も州費の數額を知り得るは獨り右等の諸國に過ぎれども現時に至るまでと雖も其増加比較的少額なりしと信せらるゝなり

次表は第二篇第二章中に擧げたる一千七百九十三年に於ける聯邦費州費の比較と共に一千八百八十七年に於ける右等の費額を示し又同年に於ける聯邦費と全州費との比較をも表記せり即ち左の如し

	一七九六年	一八八七年
聯邦費	五七〇、五二	三、七九三、一八〇
特別に列擧したる諸州の文事費	一、〇〇〇、〇〇〇	六、五〇〇、〇〇〇
聯邦費	五、七九〇、五二	三、七九三、一八〇
全州費	一、〇〇〇、〇〇〇	一〇一、五三四、三三三

諸州全費額は一千八百七十八年より一千八百八十七年に至るの間に二千五百四十六万二千二十九弗一千八百七十八年に於ける費額は七千六百七万四千二百九十四弗にして一千八百八十七年には一億百五十三万四千五百二十三弗となれり即ち殆んど三割三分と三分の一の増加を爲せり。然るに聯邦文事費は同年間に六割の増加を爲し國債利子を除ける聯邦費は六割其全費額は一割三分の増加となれり又右同年間に徴收せられたる租税額は五千万弗より六千五百万弗に増加したり

オハイヨ州に於ける州税は一千八百二十六年より一千八百八十三年に至るの間

不動産の州税免除

種 税 論

論 租 稅

殆んど四十六倍に昇り其地方税は百倍以上に増加したるに聯邦歳入は僅に十三倍の増加を見たるに過さりき

ニユーヨーク州に於ては一千八百二十七年より一千八百八十七年に至るの間に其地方税は十四倍の増加を爲したるに州全歳入額は僅に七倍の増加に過さりき而して聯邦全歳入は同年間に殆んど十四倍の増加をなせし也。一千八百四十六年より一千八百八十七年に至るの間に府税郡税學校税は殆んど十三倍州税は十四倍聯邦税は殆んど十二倍の増加をなせり。一千八百六十八年より一千八百八十七年に至るの間に州税は殆んど半額の減少を來し市税郡税學校税は半額の増加をなし而して聯邦税は其減額極めて少々なりき

夫の一千八百八十八年のメリーランド州立法部は州税々率一弗に對し一分に減少をなし十八仙四分の三より十七仙四分の三に減少したるにボルチモール市會の豫算委員は一千八百八十八年に於ける市税々率一弗に對し三割の増加即ち一弗六十仙より一弗九十仙に増加するの得策なることを報告したるか如き注意を惹くに足るべきことあり。メリーランド州に於て財産税を徵收する所以のも

論 租 稅

のは其目的唯學校及公債費に供せんとするに外ならず而して公債の如きは今朝に償却し了らんとせり

左表は州吏郡吏及學區吏の徵收せる租稅總計の比例を示せり

地方別	州	郡	市	學區	總計
合衆國	一六六六	三三九	四六六	一三九	一〇〇
ニユーイングランド諸州	一〇二二	四九	八六八	三三三	一〇〇
中部諸州	二八二	一四六	六四七	二〇八	一〇〇
南部諸州	三六六	三五五	二四九三	三八九	一〇〇
西部諸州	一六六	三九二	三三三	一九八	一〇〇
諸アフリカ	三三〇	五五	五三	五九	一〇〇

由是觀之國內諸部中其成立古く其發達の度高きに従ひ其州費比較的に最少にして地方費比較的に最多なると明白なり。抑も將來發達大成の目的を以て組織せる道理に合へる租稅制度は主として地方政治區に於ける需用の爲め最切望すべき者なると取て深く論辨せざるも充分明瞭なりと云はざるを得ず。是故に余は

是等の事實及び既に陳述したる自余の事實を考察して不動産は須らく州稅全免とせざる可らざるを奨誦するなり。余の判斷する所を以てすれば是の奨誦たる最も堪能なる財政學者の論決する所と一致す且つ合衆國に於て己に瞭然たる大勢に協合するを信するなり

アラウエーヤ、ペンシルヴァニア及ヴェルモントに於ては不動産より毫も州稅を徵收せず之と同時にウヰスコンシン及同州の鐵道徵稅法を採用せる自余の諸州に於ては或は不動産を州稅より免除し若しくは近々の内に斯くの如くせんとを計れり

米國豫算案の如きは幾多の錯雜なる事情の混入するありて其意義を解釋するにも多少の困難を覺ゆるなり我國前内亂は實に異常なりき斯の如き厄難の爲めに國家の財産再ひ紛亂せらるゝとなかるべきは吾人の固より期し得る所ならん。己に一辨せし如く余の見る所を以てすれば中央政府の職務増加を測知すべき眞標準は文事費の増減如何にあり夫の内亂戰爭は中央政府のみならず州及市の財政上にも亦著しき紛亂を生ずるに至りたり。從來漫に内部改良の事業を急にし

て爲に財政の紛亂を生したるとありたり尤も是等は通例只一時の困難なりき。去れども或州の如きに至ては其事業に對し一般に想像せらるゝよりも世間に表自すべきもの多しとす。ニューヨーク府に於けるフライ溝渠の如きは己に數倍の收利ありたりチヨールヂヤ州に於ける一鐵道の收入は其州費中の巨額を支辨せり。自余の事實は己に陳したり尙其他の事實に至ては本著の第四編中に於て之を知るべし。州事業は從來一般に放棄せられ公事業と私事業とを結合せる所謂混合法なる者起り來れり此法たる實に公事業及私事業中の最悪なる或部分を結合せるものにして各種の事業の最良の美點の如きは多くは既に之を排去せりと云ふべし。諸州及地方諸政治區并に中央政府は鐵道の爲め支給を爲すとなし而して私立會社に對し適當なる權利を保育し置くことなく必竟一種の贈遺に異ならす是か爲め亦財政上の紛亂を生し遂にメーソリアンド州の如きは公債を放棄するに至れり。凡そ是等の事實は深く念頭に銘記し置かざる可らざるものなり去れども以上の如く其の狀態紛々錯々たるにも拘らず尙一事實の明確爭ふ可らざるものありて存せり。即ち他なし地方政府の職務及經費は世界一般に中央政

府よりも迅速に増加し來り特に合衆國は於ては其地方に於ける増加他の諸國政府若しくは聯邦政府よりも更に一層迅速なることなり。抑も聯邦政府の職務は州政府よりも一層迅速に増加し來り州政府は比較的其勢力を失はんとするの勢あるか如き蓋し信すべきか如し。州の初めて起るや其費用は一時迅速の増加をなすを得べく后漸く停滯不動となり或は却て減少の實を見るに至れり。若し更に一層の明策を取らば今后我諸州を回復して米國社會に於て一層重要な地位を占むるに至らしむるを得べし是れ何れの點より觀察するも大に望むべき所なり。諸州は已に其職務の大部分を私立會社に委し去り又内部の事柄に就ても聯邦諸法廳の干渉を受け其地位沈淪して威嚴なく愛國者か立て其公務上に功勳を挙げ名譽を博するの場合たらざるに至れり。私立會社の如きは蓋し才能ある者の最も熱望する地にして聯邦の公務も亦全く誘引力なきに非ず。之と同時に一大市の市長の地位は日ならずして米國の一州の知事たるよりも一層羨望すべきものとなるに至るや未だ知る可らざるなり州の地位も亦墜落せる哉。現時に於て諸州は社會に對して偉功を立つる能さると同時に種々の弊害を有せ

せり特に其地方事務に於ける有害なる干渉の如き最も然となす。今日地方政府は米國に於ける吾人一個人と同しく法律明文の許す處の外に自由に行ひ得べきもの極めて少し。吾人は今大抵地方自治に就て説をなせり去れども財政上に關しては自治其物だも殆んど存せざるなり。吾人は敢て善治の名ある獨逸諸市の有するか如き地方自治權を有せんと欲するに非ず要するに州歳入の財源と地方歳入の財源とを分離せんとする一理由は地方事務に關して腐敗の害多き州立法部の干渉を制限し以て地方自治の範圍を擴張し其獨立を増長せしむるにあり

第四章 公衆をして州市に於ける不動産價格増加の利益の一部を享有せしむるの方案

此事に關してはサウアンナ市に行はるゝ一習慣の如き頗る人をして悟る所あらしむべし。該市は其新聞せんとしたる土地の全部若しくは其大部分を市有に歸せしめたるにより初めて其擴張を見るに至りたるか如し。是等の土地を買収するには皆「エーカー」の數を以てしたり蓋し之を開墾したる後に非されば一地區として賣買する能はさると明かなるを以てなり。該市は右等の土地を開きて改良

を加へたる上更に之を各地區に分ちて競賣に附して拂ひ下げたり。該市は此取引によりて利益を獲たると多く其結果自ら納税者の便益に歸せり。而して變きには是等の諸地區を拂ひ下るや直に其代價を納めしむるに非ずして唯其鑑定代價額に對する利子を支拂はしむるにありき。即ち換言すれば同市に對する一定不買の借地料を確定し置き再び其土地を買収するを得るととするにありしなり。數十年前に拂ひ下げられたる土地中最も價格ある地區を所有する者は今日一年二十弗乃至三十弗の借地料を市會計庫へ支拂へり

右の方案には素より判然たる欠點あり若し二十五年間の定期借地料となし其期限の終りには之を修正するか若しくは更に是等の地區を競賣に附するの權力を存し置きしを購買せんとする者には既に之に加へたる改良に應じて鑑定代價を出さしむるとせしならんには社會をして社會一般の勤勉儉約に歸由する者價格増加の利益と享有せしむるを得たりしならん。此方案たる容易に實行し得べき者なり若し諸市に於て十分初代より之を適用したりしならんには今日に於て租税徴收の必要なかりしなるべく從て商工業振作の一大動力となりしならん。

蓋し遊民の數を減するは社會の利益なり若し投機獲利の機會少々に歸しなば人々愈々舊時の如き勤勉勞作以て其生計を立つるの風に向ふに至るべきなり

此方案の詳細は容易に了解し得べく又之を實行すると敢て困難に非ざるなり加奈陀なるトロンプ市は諸改良物を建設したる土地を所有し之より莫大の收入を生せり。一千八百八十五年に同市有財産の借地料より生したる額五万六千三百六弗四仙に達せり

エールンピヤ高等學校及私人の間に於て採用する者此方案にして唯零碎の點に於て多少の差異あるに過ぎず概ね市内諸區をば二十五年内外の期限を以て貸付し其の期限の盡くるに至れば其地主は更に新借地料を定むるを常とせり。此際に當り是等の土地に加へたる諸改良物の所有者は更に新借地料を支拂ふて次の期限に至るまで之を持續するか若しくは之を地主に譲り渡し地主をして鑑定代價を以て之を購買せしむるか何れか其一方を撰擇するを得へし。去れども此方案は米國の市に於て之を實行せんとするは稍複雑に過ぐるの恐れありメーローラ

ンド州ケント郡チエスタータオン市なる一高等學校に於て採用する方案に至て

は毫も異議を挟むべきの點なし。此方案によれば土地を對手人に貸付し其期限盡くるに及んで之を競争に付するなり若し其借地権にして以前の借地人に落札するときは右借地人は固より其諸改良物の代償を支拂ふ等の勞なし。若し他人にして右借地に對し一層高價を出して之を借用するに至れば借地人たる者鑑定代償を以て其諸改良物を購買せざる可らず。若し夫れ諸州市に於て此方案を取らんか其諸改良物の價格を決定するは二對手人自身の間に於て之をなすべく詐欺の行はるゝ機會なし其簡易なる之に如くものなかるべく又他の方案に依るよりも寧ろ一層其改良を振作せしむべきなり。我ボルチモール市に於ては私人間の一借地料法ありて行はるる家屋の建築及其所有を獎勵し貧民に至るまで之を爲さしめたるに至ては他に凌駕すと稱せり。其方法たる他なし其土地は之を購買せしむるに非ずして唯其使用に對し常に或一定の額を支拂ふとを約せしむるにあり。是れ一種の遊惰なる社會を作り人々をして産業外に脱去せしむるに至るものなり。是を以て其利益の如きは論争の點たるを免かれず。去れども若し右借地料法の利益にして同市の享有に歸しなば之に對する種々の反論異議も殆んど

全く消滅するに至るべきなり。此方案によれば家屋を建つる其土地を購買するを要せざるを以て一家を設くる甚だ容易なり。又其借地料の如きも質入抵當とは同じからず何となれば其土地に於ける諸改良物の所有主は借地料の支拂を忘れざる限りは決して受くるとある可らざればなり。茲に至り獎說すへきは諸州市共に以上より説示し來れるものを採用せんと是なり。又立法部に於て法律を制定するか若しくは憲法上の條章を設けて何市に於ても其所有に屬せざる土地を經て新街路を開く可らざるに至らしめんとを獎說せざるを得ず。而して右等の土地は耕地として市に買収し置き需要の生するに従ひ競争に付し二十五年間の期限を以て貸付し其期限の盡くるに及んで之を解除するととなし若し他人新に之を借用するに至れば鑑定代償を以て之を購買せしむるの規定を設く可きなり。ラキザス、チアラスカ等の如き諸州の所有する耕地の如きも同様之を處置して好結果あるを得べきものなり。之より生ずる収入は最も廣き意義の教育即ち技藝文學勞作體育其他を包含する教育上の目的に充用せり。チアラスカ州にては

學校用土地を貸付し「エーカー」七弗の價格を有するに至れば之を賣却するなり」已に略叙したる方案の如きは更に善良なりとす若し此方法に依頼せば納稅者をして費用を出さしむるの煩勞なく世界中曾て見ざる最良なる教育上の好便を西部諸州に與ふるならん

其社會上產業上に及ぼす影響に至ても亦最上乘なるべし。抑も土地小作人なるものは常になかるへからず我西部諸州に於ては外國人地主の比例實に人を驚かしむるものあり。州の所有する土地は州に於て之を監督するを得るか故に今日イリノイ州を振蕩するか如き弊害は固より之を除去するを得へし。夫の一年毎に借地即ち今日に至て與へられたる借地の中には最上なる頗る短期の借地に引換へ小作人は長期の借地を得へく從て其自ら之に加へたる諸改良に對する報酬を得るの擔保を有すへきなり。是れ實に經濟上土地をして最良の耕地たらしむるの法なり。萬國の農民は概皆其土地を貸付して借地料を收む去れども其耕作の良好なる英國に過きる者なきなり。西部諸州に於て外國人地主及不當借地料(Rack-rent)の弊害を除くの最良方法は諸州をして外國人の所有する土地を買収

せしめ而して之を小作人に貸付するにあり。蓋し斯の如き方案は將來に於て欠く可らざるの必要を見ることあるべく諸州市も今後は其所有に屬する土地を賣却せざらんとを希望せざるを得ず又決して聯邦所有地を賣却せざる様國會に對して論議すへきなり。土地公共所有は實に社會安全の一大關鍵なり我公有財産を擧げて悉く之を私有に移さんとするが如きは吾人より見れば實に狂人の所爲耳

余の見る所を以てすれば土地悉皆を擧げて州市の所有に歸せしむるを得策なりと云ふに非ず只州市が其一部分を所有するは實に便利ならざるを得ざるなりマサチューセツ州は曾て今日ポストンバックハイ區内なる一時洪水中に没せる土地を買収したるとありたり而して更に其土地を賣却して得たる利益は四百万弗以上なりき。余の説示したる如く若し此價值ある土地を以て借地となせしならんには其結果節算するも一年二百万弗許りの收入を生したるなるべく即ち一千八百八十六年に於ける同州の直稅額より多きと三分の一に至りしならん加奈陀なるトロント市に於ける諸役所は將に其位地を他に轉移せんとするを以

て之が爲めに同市内なる家屋等の設に適當せる廣大なる土地は公共の所有に歸するに至るべきなり。此土地を處置するに就ては已に獎勵したるが如き方案を採用せんとを希望するなり。或論者の説くが如くプロント市が如何なる方法を問はず其土地を私人に貸附したるが爲め却て其土地改良を退歩せしめたるか如きありとせば是れ其罪法律の欠點に歸せざる可らざるものにして固より容易に之を改正するを得べきなり。去りなから斯の如き報告は最も注意して受領せざる可らず何となれば公共財産の拂下を受けんとするもの、私利心より往々斯る報告をなすとあればなり

第五章 自然獨占(Natural monopoly)

第一節 自然獨占の定義及性質

近來自治市の費用愈増加し來るに際し何を以て之に應すべきやは是れ實に一次問題たり去れども天然の妙理は自然獨占とも稱すべく且つ必然の地方固有の公共財産に依頼する諸業を以て之に充たるか如し。抑も自然獨占なるものは其固有の性質上已に斯の如くなるの業務なり。或は餘地分配の場合に於て其爲合の

條約若しくは休戦の條件を決定するに際し往々對手と競争するか如きとあると同様の場合あれども其他の諸業務の如く若々不斷の競争を受くるものに非ざるなり。州市及び其他の地方政治區の關係せる自然獨占の重なるものは街路橋梁鐵道溝渠渡船瓦斯事業電燈事業水道事業港及市中馬車なりとす。右に擧げたる獨占諸事業の性質は本問題に關する近來の一學者より引照したるものなるが故に彼等は獨占たらざるを得ざるかを明解するを得ん

- (一) 彼等の供給するもの必要物なる事
- (二) 彼等は特別に都合よき地所若しくは線路を占むる事
- (三) 彼等の供給する物品若しくは便利は之を供給せしむる建物若しくは器械の存する場所に於て又は等と相連絡して使用せらるゝ事
- (四) 其物品と利益とは無限にはあらざるも概して大に之を増加するを得而して之を供給する建物及資本は比例的増加を爲さざる事
- (五) 事業の正確と處務の整備とは獨り統一によりて擧げ得べきものにして是れ第一に思慮すべきものなる事

自然獨占

抑も或種の事業の自然の獨占たる所以のもの他語を以て之を解すれば左の如く説くを得へし。即ち其事業より生ずる供給たる二三多数の人之に従事するよりも一人の手に於て之に當る方頗る低廉なるを得へきと是なり。今夫れ茲に二瓦斯會社相對立して各百万弗の資本を以て一市内に營業するときは兩社共に僅に其實費を償ふに過ぎずとせんか若し此二社合併するときは其資本は二倍すへきも其實費は減少すへく從て其結果利益を生ずるに至るへきなり。加之其供給代價の如きは一層自在に之を定むるを得へし。是故に「ホルチモール」市に於ける瓦斯供給の事業に對して吾人が百計を盡すも到底永久に之を競争せしむる能はざる所以のもの實に偶然にあらざるなり。吾人は百千回之を試むるも徒勞に過ぎざるへきなり。自然獨占なるもの凡そ皆斯の如し故に斯の事實を承認して之に應ずるの計をなすを最上の策なりとす

第二節 自然獨占の利益

更に一步を進て論せんに若し自然獨占にして世の獨占事業に反し恰も街路の如く市の公用に供せられ何人も之を専有するとなきを保せらるゝに至らば其利益

たる其市の興起すると共に益、皇張すへきなり。夫の獨逸に於ける伯林市の公共瓦斯事業の如き即ち然り其瓦斯を供給するや一千に付き一弗以下に過ぎざるも頗る有利の事業となり市廳の費用一割八分は其利益金を以て之に充つるに至れり。米國諸市中にも多少同様の經驗を有したる處あり「ヴォルダニヤ州」の「ワット」モノ「ド市」ダン「ウィル市」及「ウエスト」ゾ「オルダニヤ州」の「ホエー」リ「ング市」の如き以て其例とすへし。ホエー「リ」ング市に於ては瓦斯一千に付き九十仙を以て賣付し利益之より生したり。ファイ「ラ」アル「フイ」ヤ府に於ける瓦斯信託會社に關する汚敗の弊害は著しく人目を惹き爲めに其瓦斯問題の本色の如きは却て稍曖昧の間に埋没せらるゝに至れり。去れども其他の諸市と雖も其私立會社が政治上に及ぼす汚敗の陋弊に至ては實際果してファイ「ラ」アル「フイ」ヤよりも小なるを得るや否や疑なきを得ず。要するにファイ「ラ」アル「フイ」ヤ府人民が瓦斯事業信託の期限の盡くるや直に之を取上げて公有をなすとを決定したるは實に其宜しきを得たるものなり前年間に該事業より生したる利益は其豫期に超過すると一百万弗なりと云へり一千八百八十七年の豫算上に於ける同事業の収入額は殆んど三百万弗を以て算せり余は

是等の事實を觀察し種々獎說すへきものあり

二〇二

第三節 獎說すへき諸件

余茲に獎說すへき立法部は今后州内に於ける何市を問はず瓦斯用水若しくは電燈を供給せんとする私立會社起るも之に特許狀を付與することを拒絶し斯の如き事業は常に公共事業となすへきとを。而して更に獎說す諸市は好機の起るに際せば現在の私立瓦斯事業を買上ぐるを努めんとを。去りながら若し其の特許狀を付與せんとするの場合あらんには須らく先づ其期限を定め競賣に付して之を賣却し後段に説明せる如き権利を把握し置かざる可らず

今日市に於て直接に其市中馬車線を管理するもの二三あり去れども吾市に於ては其時機未だ熟せざるなり。余は獎說す諸州立立法部に於てニューヨーク州に法律と略同様なるものにして只公衆をして大に將來に於ける價格増加の利益を享受せしむへき様修正せる法律を發せんとを。余は又市中馬車特許權は悉く公然競賣に付して適當にホルチモール、ファイラアルファイヤ、ニューヨーク及ボストン等に於ける諸新聞紙に廣告し期限は十五年間として其總收入中より最多數の割合

を上納すへき人に賣却せしめんとを獎說するなり。其特許料の割合は決して總收入を以てせしむ可らず何となれば斯くの如き場合に於ては或は詐術を弄して其總收入を最小額と止むるに至るを以てなり。其十五年間の期限盡くるときは地方役吏をして強制的に其事業を買收し得へき権利を把握し置かしめざる可らず。而して之を買收するには其會社所屬の土地、營造物及器械等は悉皆其事業上に於ける條件及適否を察し市價によりて之を會社に仕拂ふ可きの約束を定め或は強制的買收或は得意先き如何或は將來に於ける利益の見込等によりて買收代價を附加するか如きとある可らず

若し夫れ此時市が直接に此營業權を使用せずとせん右の場合に於て之を公買に附するに當りては宜しく之を強制的となし現會社に非ざる者共購賣者たりしときは市の買上の場合と同じく鑑定價格を以て悉皆前會社の財産を買受け且つ従前と同様の條件を遵奉せしめざる可らず。此方法たる當然に公共の有に歸すべき右特許權の實價を決定するものにして其特許權たるや必竟公共の力によりて存するに外ならず。而して此方法は實際其市中馬車會社に投入したる資金に

對する利益は決して之を没了するとなきなり。其特許權の實際に至ては其線路の眞價如何に従ふものにして其眞價の寡小なるときは公共の有に歸するものも寡小なるへし其眞價大なれば公共に入るの眞價も亦大なるへきなり

ニユー、オルリエイノス並にニユー、ヨークに於ては區に以上と殆んど同様なる方策を採用したり。其市中馬車線より其受くる利益の異常の巨額に達する時はニユー、ヨークに於て是等の特許權を拂下くるに其總收入の三割五分乃至四割を納めしむるの法を以てしたるの事實を見ても知るへきなり

ホルチモール市鐵道會社の特許狀は其期限一千八百八十九年を以て書きたり而して有議の士の起草に成りたる同市の會社條例は今后自然に増加し來る價格は之を公共の享有に歸せしむべきとを企畫せり。同條例中左の如き條項あり曰く「茲に左の規定を設く、市長及び市會は該命令書の發行日より十五ヶ年を経過したる后二ヶ年以内に於て公平正當なる約因若しくは價格を以て該會社及其悉智の財產并に前途の命令書によりて讓與せられたるか若しくは本條例によりて許容せられたる其悉智の特許權を買收するの特權を有すへし。又若其價格及約因に就

て不同意ある場合に於ては前述の市長及び市會は一人の代審者を定むへく又其會社も一人の代審者を定むへし尙不同意あるときは其代審者は更に一の審判者を定め前述の支拂代價に就ての最終の裁決を與へしむへし。又更に左の規定を設く「若しホルチモールの市長及び市會にして前述の二ヶ年以内に右買收を爲すへき意の有無如何に就て該會社の通告するを欲せざるか若しくは之を怠慢に付し去りたるときは該會社の己に所有享用し來りたる特權は本條例の規定承認せる悉智の規約及條件に遵ひ最初の十五ヶ年より更に十五ヶ年間繼續して該會社に屬すへし。又其後も同様の方法により前述の如き規約及條件に遵ひ年々歳々之を繼續するを得へきなり」と

說て茲に至れば其市長及び市會に對して此條項の遵奉を奨説せざるを得ず須らく前陳の條件により十五ヶ年の期限を以て其特許權を最高の入札者に拂ひ下く可きなり

右特許權に對する特別税は元來總收入の二割なりしも漸時に思慮なき立法者の爲め消滅せれて其九分となれり。是と同時に平價 (Par value) 二十五弗の株式は

七十二弗乃至七十五弗に騰貴し而して一割二分の利子配當を爲すに至れり。去りながら聞く處に據れば實際一株に付き十八弗以上の拂込未済金ありしと云ふを以て其利子配當の割合は殆んど一割七分となるべし。夫れ其の會社隆昌なるは固より各人の喜ぶ所なるも公共の財産たる公共街路は相當の報酬あるに非ざれば永く其使用を許容すべきの道理あらざるなり

余の考量する所を以てするに適當に廣告して其特許權を公然競賣に附するときは少なくとも總収入の二割五分を收納し得べく是れ同額丈けホルチモールの商人等をして課税の荷擔を免れしむるものなるべし

右の方策は夫の眞價の多寡をも問はず市中鐵道特許權に對して悉く同一の租税を課する現今在來の方策に比すれば其道理に適するの點に於ても又は公正なるの點に於ても遙に優絶するものなり。即ち之に従ふときは悉皆の會社の利益一途に歸すべく以て共に租税減削の結果を擧ぐるに至るべきなり往時減税の効を取むるを得たるか如き此方法によりしに外ならざるなり。其特許權一々各別に之を處理し而して其眞價に應じて之を拂ひ下げざる可らず果して然らば薄利な

る一小線路と雖とも強大なる線路を擁護して其相當の租税を免れしむるが如き道理なかるべきなり

抑も自然獨占の論究上概説したる以上の方策に就ては尙一言すべきものあり他なし宜しく茲に觀察すべきは此方策たる取て特殊の管理法を以て市に強ゆるか如きとなきとは是なり。人民は時々刻々其最良と決定するものを行ふに於て毫も掣肘せらるゝとなきなり人民若し私人管理法の採用を最得策なりと感ずる時は市は直に此方法を行ふを得べし。去りながら若し自然獨占事業中の或部分若しくは全部を擧て公共管理に屬せしむるを最利なりと思慮するときには拂下期限の盡くるに従ひ之を爲すの道亦彰々たらん

自然獨占事業管理の方法常に二種あり一は佛蘭西にして公共監督の下に屬せる私人管理法なり一は獨逸及英國法英國に於て益々盛ならんとす(即ち自然獨占事業の直接公共管理法なり)

世の理論派(Doctrinaires)は公共管理法に反對して私人管理法に若かすと説けり。去りながら經驗の示す處を以て見るに彼等の説たる其根據とする所空想にして

二〇八

事實に非ざるなり。我國及其他の諸國中、瓦斯事業、水道事業、電燈事業を公有に歸せしめたる都邑、市村幾百なるを知らず。去れども其公有に歸せしめたるの結果の利益ならざりし例證に至ては未だ一も之を發見せざるなり。

人或曰く吾人は我弊政の改革を見る迄は袖手して待たざる可らずと。さりながら其理論派に非ざるものに至ては何物か斯の如き弊政を生ずるやを聞かんとを望むの情あり人若し其事實を檢案し來らば即時に其汚行敗徳の張本は自然獨占事業の管理を以て任せられたる人々自身に在ると明白とならん。斯る人若し更に進てボルチモールの市廳に到らば其諸部の長たる者にして諸市々中鐵道の通券を懐せるを發見すへし其汚敗の企圖に非ずして何そや若し市廳の邊を彷徨し市參事會員を相謀ともならば少なくとも一の市中鐵道會社の社長が彼等の爲めに馭者馬丁等を供して其恩顧を表するを見るへし。去れども尙此種の汚敗に至てはボルチモールは其惡弊他所の如く甚しからざるなり。ボルチモール市民は決してニユー、ヨーク市民及ポストン市民の如く掠奪せられざるなり何となれば同市民は定期正税の外に街路用の爲めに少なくとも市中馬車線總收入の九分を

領收すればなり。探討者若し去りてアンナポリスに到らば立法部内の人にして鐵道通券を懐にし鐵道より金錢を利するものあるを發見すへし夫の鐵道をして其公平なる租税の割前を受けしめんとしたる議案か近時の立法部を通過する能はざりしか如き豈に怪むに足らんや。人若しポストンを訪はば曾て州立法部の議員たりしも同議員たる者として鐵道通券の贈遺を受くるを禁するの法令を設けんと試みたるの故を以て遂に國會議場に上る能はざりし尊敬すべき一偉人の芳名を耳にすへし。去りて西部の一市に行け其市會のレバアフリカン及アモクラチック兩黨議員共に市中鐵道會社より提出せられ同社の勢力兩黨を左右するを知らん

さりながら茲には現存方法の一例證として余の知悉せる數事實を掲ぐるを以て足れりとす。或州に於ける有力なる黨派の前會議は一方針を採用し會社をして其公平なる租税の割前を支拂はざる可らざるに至らしめんとを要請せんとしたりき。該黨派は若し多數を占むる場合に於て已に採用したる方針に關する必要を充すか爲めに該黨派の進退を賭して租税法案を改正せんとせり。當時會社

の課税なる語は交戦の決勝点たりしなり已にして該黨派の候補者大多數を占め
 會社課税の一議案立法部に出たり此議案は合衆國に於ける最も有力なる鉄道會
 社の一の代辨者と一大電信會社の代辨者との盡力によりて廢棄せられたり。然
 るに豈に圖らんや是等二代辨者の一人は前述の有力なる黨派の會議に於て議長
 たりし人にして他の一人は夫の方針書を起草したる人ならんとは。噫此事件の
 起りたる州名は茲に掲げされども何人と雖も政治の實際に通するの士は之を推
 察し得へし是れ單純なる好適例なり
 其事業に至ては到る處に同一なり又必ず然らざるを得ざるなり。抑も私立會社
 を監督せんとを計るや公私兩間に於ける利害の背馳自ら發生し是れよりして汚
 敗の傾向遂に避く可らざるに至るものとす。因是觀之事物の皮相をも開載せさ
 る瑣々たる小畧を以て我政治會社を改良せんと夢想する人々の如きは實に事物
 の根底を距ると遠きに非ずや。我政治改良の事業の如きは公共と自然獨占事業
 との關係上に於て根本的の大改革を加ふるに非ずんば到底之を實行する能はさ
 るなり。若し夫れ只今直に一都府或は一小市一小村にてすらも用水供給若くは

瓦斯供給を私立會社に委任したりとせんか恐るべき政弊の分子は即時に侵入し
 來るなり。凡そ全く自活自助によりて立ち會社に依頼せざる市は其政治社會の
 事に於て一層善良なる功を奏すべく又一層純潔なるを知るべきなり
 港及水堤は其性質上獨占なるの故により又は是等より歳入を生ずるの故により
 宜しく市有財産となすべきものなり
 屠獸場は法律上の一獨占業にして最も可なるものとす是等は容易に巨額の歳入
 を生し得べきなり
 市場は通例一般に市有に屬せり市場の公有は余の知る所を以てすれば何處に於
 ても皆其便利なるの點に於ては一の例外なり又歳入の一大財源たりき
 諸州は鐵道を敷設し之を経営して可なるを得す何となれば鐵道なるものは其性
 質國家的のものなればなり而して充分満足に之を處理し得べき唯一の權威を有
 するは中央政府に外ならず。去れども鐵道は自然獨占業なるよりして諸州は公
 有財産及權利の衛護に注意して巨額の歳入を收納し得べきなり。世或は諸市一
 致して專制的結合をなし而して各市は諸鐵道をして強く同一の軌路を使用せし

め以て地代を支拂はしむべしとの説をなす者ありたり是れ甚た便利なるべし。然れども之を實行するには立法上の制裁なかる可らざイリノイの實例の如きは人をして悟る所あらしむ。該州は恰もボルチモール市が市用の爲め其市中馬車線總收入の九分を保存し置きたるか如くイリノイ中央鐵道の特許權に對し其總收入の七分を把握したり。斯くの如き定約は往時に於ては屢々之を行ふを得たりしなり今後と雖ども其機會尙起り來るべし特にテキサス及カリフォルニアの如き大州に於て最も然りとす。勿論唯困難なるに鐵道が通例立法部を左右し而して立法部は人民を犠牲として私立会社の利益の爲めに特許權を許容するに至ると是れなり。メーリッランド州は同州西部の石炭産出地方なるカンパリアンよりコロンビヤ地方なるチヨールヂタオンに達するチエサビエーク及オハイヨー溝渠の主となる所有主たり曾て此溝渠の一部分をば西部メーリッランド鐵道が曳船道に沿ふて其軌路を擴張するに付き之を同鐵道会社に貸すべしとの意見出で之に決したり。若此溝渠中右会社に貸付したる部分若くは其他如何なる部分にても解放せらるゝに至らば競賣に付し總收入の割合高の上納を期して

之を拂ひ下くへきなり同様の場合は他州に於て生ずるとあるべし。其特許狀は常に之を制限し而して鑑定價格を以て各自然獨占事業を買収する權利は之れを保護し置かざる可らず

第六章 酒類釀造及び販賣に課する租稅

第一節 中和的禁止策

我が南部の諸州に於ては酒類賣買を制限せんとするの說漸次に勢力を増加し來り隨て聲名威望ある人士にして往々酒類賣買を全く禁止せんと主張するものありに至れり。此説たるや社會自然の情態より湧出し來りたるものにして少しく實際に就て觀察せばかの酒店の設あるが爲め國內の製造業及家政の上に害毒を流すのみならず亦政治上にも母からざる害毒を及ぼすの事實を認むること易々たるべきのみ。素より輿論はメーリッランドの如き或る州の全部に於ては到底禁止の實行し難きを認むると雖酒類賣買に一の制限を與ふるは今日の急務たるや明かなり

余はメーリッランド州の立法部に報告したる書中に於て酒類販賣に關するを

述べて左の如く勸告したることありき曰く

「宜しく酒類販賣所の敷をして聯合市に於ては人口貳千毎に一箇所を設置し聯合市外の各部に於ては人口一千五百毎に一箇所を設置するとに制限し市區及郡區をして酒類販賣區に分畫し而して毎年一回各區に於て酒類販賣の免許權を競賣に附し最も高價に評價する者に其權を附與するととなし。且つ日曜日法律及び二十歳未満の幼者に酒類を賣りたるものに關する法律又公益のため酒類販賣に關する法律中に規定する條項に違反するものは重き罰金を賦課するととなし以て之が取締を嚴密ならしむべし」と

是れ豈に一己の私論ならんや彼の禁酒論者は其機關新聞紙上に於て酒店の數減少すれば隨て酒類販賣も其勢を減殺せらるゝものなりと論じ而して他國に於ける實驗は此の事實を證明するに餘りあるなり。然らば何故に凡ての良民は酒類販賣を制限すると同時に一大歳入を生ずるてう此好法案に同意を表せざるか又各市區及郡區に於ける輿論の公票によりて許認せられたる酒類販賣を禁止するの權は是と共に連合一致し得べきのみならず又正さに連合一致せざる可らざるなり

るなり

されど論者は必ず云はん酒類營業者より徵集するが如き税法に因りて徵集せらるべき歳入は恐くは其納稅者をして能く其税法に適合せしめ禁止の目的を達するは極めて困難なるかさもなくば到底出來得べからざるなりと。是れ通常の高價免許稅策に反對するものに外ならず然れども中和的禁止策は之と大に其趣を異にせり。蓋し此説によれば遠慮なく酒類販賣所の敷を制限し其方策を實施すると共に酒類販賣規則に違背したるものは其犯罪の輕重如何を論せず直ちに免許權を沒收するの條款を實行するとを得べし。而して或る領地内に於て高價に買得したる特權を有するものは其地方警察に代りて其規則の實行を助くるものとなるべし何となれば彼もし其規則を實踐するとを勤めされば特權を有せざる他の販賣人は彼をして倒産せしむべければなり。此法案は毫も禁止策に反對する者に非らず只酒類販賣の行はるゝ所に於ては公費の大部分は酒類商の負擔すべきものなることを主張するのみ。熟々政府費用の大部分の原因を思察せば飲酒に基因すると多々なるが故に是亦道理なきに非らざる可し

酒類製造及び販賣に課する租稅

政府はかの特権の競賣によりて大歳入を生出したるか爲め自然該納税者の負擔を輕からしむるに至らば或る點まで酒類商賣を隆盛ならしむるに至るや疑ふべからずとは恰も高價免許税策に反對するものゝ云ふ所にして禁止策の全勝を見んと欲する論者の大に重きを置く處なるべしと雖ども中和的禁止策が占有する他の便益に至りては遙に優れるものあるを見るなり。何となれば此の方策に因れば酒類商賣は自然大商店の掌握する所となり飲酒より生する凡ての災害は公衆の前に益々顯明なるに至るべければなり。而して殊に惡むべきは私有專賣權なり其弊害たるや酒類醸造者及販賣者が公費の大半を負担し諸費を引去り辛ふして收得したる利益を掠奪せんとすればなり。さればとて酒類醸造及販賣の全營業をして其成敗に一任して可なるべき他の好法案を告示するとは至難なりとす往昔歐洲大陸に於て行はれたる所の方法は専ら酒店の數を制限するに在りき。而して酒類販賣所を増加するの必要あるにあらざれば免許料を増加することを許さざりき。此方法は又往昔ニューイングランドに行はれたる所なり。左に掲ぐる引證は一千六百七十七年九月マサチューセツト州スプリングフィールドの法庭の記

録に載せたる所なり曰く

『我國の各市府に於て正常なる價格を以て酒類及其他の飲料品を販賣するの自由を得んことを請願したる人ありしが法庭は此の請願を許可すべきの理由なしとて直ちに之を却下したり。然れども正當の價格を以て酒類及其他の飲料品を販賣することを望む旨を其製造元に告示し其命令を遵奉せざる時は法庭は他に特許を與へて之を禁止するか若しくは他の方法に因りて之を禁壓するの策を講すべし』と

一千六百七十五年の布告に因りて各自林檎酒及強き飲料品を所持することを許可したりと雖ども正常なる免許を有する發賣元に因りて家族の年長者のみに販賣するとを許すの規定なりき。素より是れらの偏頗なる方法は今日に行はるべきものに非らざるや必せり。かの日耳曼國內に於ては共和主義の威勢に因りて該舊法案を擲去するの止む可らざるに至らしめたり而して免許權を有するものゝ増加したる結果は人民中醉狂と難澁に陥るものゝ著しく増加したるを以ても其一斑を窺ふに足らんか。且つ夫れ已に特權を有する少數の人に特別の保護を

與ふるは不正なりと云はざるを得ずされど余が主張する特權公賣法は偏頗の方法にあらざり何となれば此の方法に因れば販賣特許權は最も高價なる入札者の手に落札すべし。此の如くせば偏頗の損害を免かれて舊制限法の利益を獲收するを得べし

第二節 高價免許稅賦課法

此の稅法に因るに御賣商は免許料として各自二千弗を納むべく又營業稅として其營業場の毎年の借地料の一割を收むべきものとす。而して此附屬營業稅は小賣商と雖ども亦免る能はざるなり

單に財政上の標準より考ふるも高價免許稅は大なる歳入を生ずるなり若し夫れ免許權を下附するの得策たるを知らば何故に高價免許稅法を採用せざるや郡區に於ける免許料は五百弗にして市府に於ては一千弗なりと雖ども未だ以て高價なりと云ふを得ず。イリノイス州の如きは其免許稅徵集法に因りて州會をして少なくとも五百弗の稅金を徵集することを許す而已ならず州會の議決に因りて既定外の免許料を徵集することを許し其目的とする所は遂に酒類販賣を禁止せんとす

るものゝ如し。麥酒專賣商に課する最少額の免許料は百五十弗にして州政府は之をも一般に五百弗に増額したり故に酒店の數次第に減少し一万三千より九千に減じたりと雖ども其免許料より生じたる歳入は却て増加し七十萬弗より四百五十萬弗の巨額に上りたりと云ふ

又ミズーリ州に於ては最少額の免許料は五百五十弗にして最大免許料は一千或百弗なり而して其免許料より生ずる歳入は六拾萬弗より二百萬弗の巨額に上りたり

ミンガン州に於ては五百弗にして一人にて御賣及小賣を兼ねるものは八百弗を收むるの規定なり一千八百八十五年ミンガン州郡區の出納官の報告書によれば免許料より生ずる歳入は百〇六万七千〇〇五弗七十七錢にして同一千八百八十六年は百拾八万六千三百六十六弗九十五錢なりき

ペンシルヴェニア州は一の新免許法を設けたり其法案に因れば大なる市街に於ては免許料五百弗を徵集し而して飲料販賣商たらんと欲するものは二千弗の實價ある不動産を所有する二人の保證人を有せざるべからず而して是等の保證人

は信任すべき公民にして酒類製造業に加入するを許さず又一人にして一人以上の保証人たるを許さるなり。此の規則の設けられたるが爲め此州に於て免許権を得んと欲するものは他州より一層の困難を感せざるを得ず何となれば他州に於ては醸造者は販賣人の保証人となり得べく又一人にして屢々數人の保証たるを得るの便法あるが故なりイリノイス州の如きは其一例なり。而して其營業者其規則違反の塵あるとを發見せらるゝか若くは賤むべき性質あるときは市民は直接に其免許を下附したる特許局に出訴し得べきのみならず若し其事實にして明白なる時は其免許権を沒收せざるべからざるの規定あり。其規則を實施せばフワラデルフォヤに於ける酒店の現數は六千より三千の少數に減すると疑を容れざるなり。此に注意すべきの一事は即ち其税額を定め又緊要なる時は免許を下附する特許局即ち地方裁判所の所置に任すると多きに居れり且つ許多の競争者を拒絶して以て免許権を受くるもの、税額を増加すと雖未だ公衆の爲め充分なる税額を收穫するを得ず况んや政治上免許権を濫用するの餘地尙存するに於てをや。夫只公賣法に依りて下附する時は社會一般のため免許料の充分

なる税額を徵集し得るのみならず又偏頗不公平に陥るの恐あらざるなり豈に一舉兩全の名策にあらずや
 テアラスカ州の各市府に於ては免許料は一千弗にして各小市街に於ては五百弗なり之が爲めオマハに於ける酒店の半數は閉店したりと云ふ而して其財源即ち免許料より生じたる歳入は五万弗より二十五万弗迄に増加したりと。又此州に於ける免許税額はミチガタ州と同一なりと云ふ。ミチアポリスは一種奇異なる税法を設け其方法は中和的禁止策と稍相似たる所ありて市府の中央に於て或る制定したる限界線即ち俗に云ふパトロールリミット (Patrol Limits) 以外に於て全く酒類賣買を許さるなり。是れ高價免許税法の便益なる好模範を實際に示したるものと云ふべき乎余は此に贅言するを要せず。聰明着實なるミチアポリスの一紳士は已に左の如き言を以て之を説明せられたればなり。其言に曰く
 『我等の目的とする所は世人の知る如く我市府の嚴密に制限したる商業區内に於て酒類賣買を禁止せんが爲め最も有功なる制限を設くるにあり。而して其限界線は一千八百八十四年の春市會及知事の協賛を経て始めて設けたるもの

にして是は一年前已に立法部に依りて州の特許條令中に明記し以て一の法律となりたるものなり。加之其の後又協賛を経て其免許料を百弗より五百弗に増額し其嚴重なる法律の實施と共に之れをも新條令として採用するとなれり而して其の結果を調査すれば其影響甚しくして既定線外の酒店は悉く閉店するの止む可らざるに至れり。其店數恐くは七十五箇所或は百箇所を下らざるべし翻て其線内に於ける影響を調査すれば前者と同じく酒店の數大に減少したり。然るに輒近立法部は更に市の通常法律に基き免許料を一、千弗に増額したり之が爲め酒店の榮りたる損害は實に名狀すべからざるものあり。余が計算する所によれば酒類賣買區に包括する面積は現今當市の合併したる限界内の面積の十二分の一より廣からざるべし而して其區内に住する人口は恐くは全市の人口の五分の四なるべし且つ酒店の取拂はれしが爲めに其近隣に住する職人及び勞役社會の道徳に大なる影響を及ぼせり夫れ然り聊かも市民としては黨派の如何に關せず凡て其限界を擴張するとは酒類賣買區をして彼等の領内或は其住家の近隣を侵蝕せしむるものなりとの意なりせば彼等は痛く

之を攻撃するや必せり。されど此法案の一度實施せらるゝや法案自ら之が實行を促し好果を奏すべきものなり否な満足なる好果を奏したるに非らずや

第七章 所得稅

第一節 租稅法に於ける所得稅の位置

已に説明したる租稅は地方稅に適用し得べきものなり而して普通の地方稅中重要なる租稅と稱すべきものに不動産に課する租稅なり。是は國庫の需要に従ひ徵集するものなるが故に年々其額を一にせず其稅率は第一に生産的財產、地方事業、自然獨占業、酒類販賣免許稅及び其他種々の財源より吸集したる歳入に因りて査定せらるべきものなり而して不動産に課する稅率は他稅の不足を補ふに足るべき程の稅率に定むるを至當なりとす。米國の各市府に於ては此率稅をして各自財産の定價の一分より超過すべからざるを以て制規となせり。通常州稅中の重要にして變更する租稅と稱すべきものは所得稅ならざるべからず。夫れ所得稅は州政府の需要に従つて毎年變更して一定せず其稅率は他の財源より徵集したる歳入を計算し然る後に査定せらるべきものなり。

第二節 所得税法に因らざれば租税の均一を保つと能はず

余は已に本書に於てメーローランド州及其他の諸州の農民及勤勉なる人民か凡て資産あるものは其度に従ひ政府維持の爲め其費用の一部分を負担すべきものなりとの思想を有するは至當の事なりと説けり。然れども爰に政府費用の一部分を負担し得べき程の所得ある數多の人民あり政府の存在するが爲め計る可らざるの便益を受けながら公費を分擔せざるものあるは何そや是れ豈に正當の道ならんや。然らば此弊害を矯正するの道ありや曰く只一なる而已何そや所得税法即ち是なり蓋し此税法はかの事に托して租税を免除せられんとを企つるもの若しくは偏頗なる方法を避けて公平無私なる審査を要するなり

第一此税法にして果して精細に税率を定め得べく且つ容易に徵集し得べきものなりせば公平なる税法として他に其比を見ざるべしとは一般に承認する所にして租税負擔の均一を得んが爲めに設くる租税の條款の主旨に最も適合したるものなりと云はざる可らず且此税法の下にある貧民は之が爲め便益を蒙る事大に

して彼等が營業を開始し若しくは繼續せんとするときに當り何の困難をも感せしめざるなり此點に於ては免許税法と大に異なれり。蓋て其社會に於ける結果如何を觀察すれば是亦大に見るべきものあり何となれば此税法によれば重荷は負擔に堪へ得べきもののみ之れを負担すればなり。されば大資本を以て營業をなす人に向ても同じく此の税法の必要を奨説せざんばあらず彼等は或年間に於ては少額の収入あるか若しくは全く利潤を收得するとなく却て大損失を來すことあるを以て見れば我國に行はるゝ財産税の如きは苛酷なる税法なりと云はざる可らず。此税法に因るときは營業者は不景氣の年に於ては辛ふして營業を繼續しつゝあるにも拘はらず。例年と同様に課税せらるゝか故に彼等の困難實に名狀すべからざるものあり。之に反して所得税は營業者に於て多く納税し得べきときには多く賦課し納税し難きときには其額を減少し以て納税者をして財政困難の叫聲を發せしむる事なし。若し夫財産税の全部に代ゆるに所得税を以てすると得たらんには人民は其恩澤に浴し倒産の不幸を免るゝもの許多ならんと信するなり。之に付余が嘗てバルチモール租税委員の資格を以て起草した

る特別報告書中に用ひたる語を増補して此に再記し讀者の参考に資すべし
 『所得税は從來案出せられたる税法中最も精細を極めたる税法なり先づ之を實
 施するに當りては負擔に堪ゆるの時期と場所とを察し若し負擔に堪ゆるとき
 は重荷を賦課し一時或は永久負擔に堪へ兼ねるの場合あるときは其負擔を輕
 減し以て之を救済す且つ租税なるものは所得より徵集せらるべきものなるが
 故に大財産と雖も常に租税を納め得べしと斷定するを得ず財産を調査し税率
 を定むると云ふも間接に所得を査定する方案に過ぎず。夫れ然り所得税は商
 業不振の時に於て營業者を救済し併せて其恐慌を鎮壓するの方便たるべしと
 雖も營業者は豫め其不振を挽回したるときは其報酬として相當の負擔を前
 求せらるゝことを肥臆せざるべからざるなり』

第三節 所得税は善良なる政府の發達を助くるものなり

更に進んで一言せんに大なる所得ありと雖財産を所有せざるが故に公共の負擔
 を全く免除せらるゝものあるは何ぞや試に思へ世には保險及び其他の方法に因

りて五千弗乃至五万弗の巨額なる所得を得て彼等と其家族の將來の爲めに備へ
 幸福なる生活をなすと雖もしかも一の租税を納めざる一の階級ありて其數次第
 に増加しつゝあるとを。此の如き人民あるは他の納税人民に對し不公平にして
 且つ民政に大損害を與ふるものと云はざる可らず。何となれば彼等は自己の所
 得に課税するものなるが故に租税の輕重は彼等に何の痛痒をも與へず從て公共
 の負擔に付ては無頓着にして政府に租税を納むるを知らず甚しきは政府は彼
 等に何の功用をなさざるが如くに思惟し遂に政府の施政如何をも顧みざるもの
 あり
 我國の各州及各市府の政府にして施政の困難なる一原因として見るべきは即ち
 勢力ある多數の人民が實際の政治に付て冷淡なるが故なり。彼等は往々自負し
 て政治の如き賤劣平凡なるものは我等の關する所にあらずとの暴言を吐き恬と
 して愧ぢざるものゝ如し。かゝる論者は法律家、醫師、教員等の社會に於て往々見
 受くる所なり是等の人々は他の人民の有する教育及び智識よりも一層高等なる
 教育を受け智識を蓄ふるの機會あるを以て社會に於ける彼等の勢力は強大にし

て又其社會に及ぼす裨益も甚からざるなり。彼等と雖ども他の人民と同じく租稅を納むべきものなり何となれば間接聯邦稅は彼等が日常購求する所の貨物の代價の一部分を組成するものにして吾人が納むる直接稅の大半は移轉して遂に間接に彼等に及ぶものなり家屋稅の如きは即ち其一例なりと云ふべし。然れども是未だ世人の注意する所とならざるなり。抑も吾人の要求する租稅とは公共の需要及び行政の熟練と功驗とに依りて變更し得べきもの即ち直接に且つ神速に納稅人より徵集し得べきものならざる可らず我國に於ては州市共に直接稅を納むるもの甚だ尠なし然れども所得稅なるものは負擔者自から直接に之を納め其輕重は彼等の能く感ずる所となるなり。夫れ此の如く所得稅は正しく吾人が要求する所の租稅の一種にして之に因りて政府に對する社會大半の情態を一變するや論を俟たざるなり

職業家、給料取及其他の人々の所得は往々其人の能力を養生せんが爲めに消費されたる大費用の結果にして彼等は所謂無形財產インビジブル・プロパティとも稱すべきものを創始するなり。例へば爰に甲乙二人あり甲は利得ある地位を得んか其豫備費として一万弗

を消費し成業の後相當の所得を收穫すると雖どもしかも租稅を納めず之に反して乙は田圃耕作の爲め一万弗を消費したるが故に毎年政府維持の爲め其所得に比較すれば過重なる租稅を納めざる可らざるなり

第四節 所得稅に對する普通の反對說

所得稅反對說中稍々注意するに足るべきものあり

其一に曰く所得稅徵集法は審査上稍や糾問的に傾くの恐ありと。夫れ然り然れども是豈に所得稅のみならずや實際上に於ては如何なる租稅と雖多少其性質を有せざるものあらざるなり。煙草及ホヰスキ酒に課する租稅は一己人の私事に立入りて糾問すると少なしとせんや彼の煙草製造人ホヰスキ醸造人は其製造の各課は一として隠蔽するとなく審査官の前に曝露せざるべからず加之彼等は常に嚴密なる探偵に圍繞せられつゝあるなり。夫れ此の如く嚴密に調査せらるゝが故に租稅を避けんと企つるものは往々獵夫が猛獸を驅立つるが如くに探索せられ遂に納稅者と收稅吏の鮮血とを流がして漸く徵集の目的を達するとあり海關稅の如きは其調査の嚴密なると豈に所得稅の比ならんや讀者もし米國に

渡行することあらば其港灣に入り將に上陸せんとするの際に於て其取調の嚴密なるに一驚を喫するならん。蓋し讀者は己が携帶する鞆を開き其所有品を一々明白に示さざるを得ず而して若し讀者にして疑ふべき廉あるときは税吏は讀者の身上に就き嚴重なる取調をなすべし而して讀者は之を拒絶する事能はざるなり。然らば動産税は其取調を要すると所得税より緩慢なりとなすを得るか否な決して然らず何となれば所得税は其賦課法簡略にして僅かに一問を附して以て之が答解を求むるに過ぎずと雖ども若し動産税にして嚴重に實行せらるゝ時は一己人の所有に係はる有らゆる財産を點檢し施て其家産及借財等の事迄細大漏さず之を曝露せざるを得ず其一人の権理を害する事尠からざるなり。是をしも糾問的に流れずとせば將た何をか糾問的なりと云ふを得んや。吾人は往々歐洲諸國政府が一己人の私事を探偵する制規の嚴密周到なるを語るとありと雖も前に引證したる處の日耳曼の記者にしてバルテモール租税委員の報告を評論したる男爵アホン、ライチエン、スタイン氏は我國の動産税に於ける前記の箇條に就て精細緻密なる注意を與へられたり。且つ氏は之を評して同國に於ける遺言檢

定所に於て死亡者の遺産を審査する場合と相似たりと云へり。而して是尙ほ人民をして詐欺をなさしむるの恐ありと雖ども現行の租税は其風俗を紊亂すると一層甚しきものと云ふ

論者又曰く所得税は精細に賦課すること困難なるか故に之を翼賛すると能はずと。夫れ或は然らん然れども是れ其一を知りて未だ其二を知らざるものなり何となれば所得税を賦課するとは動産税を賦課するの至難なるに比すれば其難易殆んど同一の論にあらざるなり。夫れ然り所得税を賦課するに當りて定税員は時としては先づ或る一人の所得を定め其計算を標準として大體の動産を豫定するを得べし此方法は時々バルテモールの市廳に於て實行せらるゝ所なり是れ實に所得税に反對する彼の偏頗論者の一派か世に存する所以に外ならずと云ふべし。余は敢て資産家全軀を攻撃するものに非らず只社會の諸級に於て往々かゝる不正なる論者を見認るとありと云ふのみ。之に因て是を觀れば所得税は動産税よりも其賦課法嚴密なるか故に何人とも雖ども容易に之が負擔を免除せらるゝと能はざるなり。是れ正しく反對論者が攻撃する處にして彼等は勢力ある機關

新聞を有するが故に漫に之を駁撃し不正なる筆を弄して以て見識なき人民を嚇着せんとせり。而して聯邦所得税の場合に於ては同税法中最も卓越したる點と雖之が攻撃の資に供せられたり。何か故に然るか是れ他なし其税法が目的としたる處を悉く成就したるを以てなり

何人と雖ども一箇人の財産の價格を公示するとは兎に角彼に損害を與へ若くは彼の信用を破壊するものなりと思惟するものなかるべし。而して斯の如きは所得税の實施と共に必ず伴隨し來るべき議論なりと思考せられたり。然らば二税法に如何なる差別あるや只其一は他より一層精密に近しと云ふにあるのみ。試みに思へニユーロルク及アルツクリンに於て課税せられたる動産を新紙上に公示せし事は世人の嫌忌する所となりさりと雖ども其所得税表を公示するに至りては大に世人の嫌忌に觸れ爲めに甚しき攻撃を受けたることを

正直なる人は必ず云ふならん一己人の動産を調査するの難きに比すれば其所得を調査すると甚だ容易なりと。余もし一の約束證書を所有せんに余は其何處にあるやを知らず如何にして調査員は之を見出すとを得ん。例令之を見出し得る

とするも如何にして其價值を知るとを得んや否余自身も之を知らず。何となれば之を余に拂ふと拂はさるとは證書差入人の心にありて余の豫め知る處にあらざればなり。然れども若し其證書より利子の形となりて収入を得るとあらば是れ即ち余の知る處のものなり又若し一の版權を所有せんに其の如何なる價值を有すあものなるやは余と雖ども之を知らず况んや調査員に於てをや。然れども其版權によりて或る一年間に於て幾何の所得ありしかば是余の熟知する所なり。然れども調査員は如何にして余が其版權所有者たるの事實を證明するとを得んや。夫れ然り一己人の動産が前記の如き性質を有する場合あるとを熟知するもの千百の調査員中一人も之なしと云ふも取て誣言にあらざるべし。其の調査の至難なる知るべきなり。然れども余若し其約束證書及版權より生じたる所得ある時は恐くは所得を受取りたる證明を與へ得べきなり即ち余か生活の状態余か購入する家産其他凡百の行爲は余に所得ありし事實を證明するものなり。然り所得の何たるを知るとは素より容易の業にあらざると雖どもかの觸知しがたき動産を調査するの至難なるに比すれば遙かに容易なるや明かなり。余か前來引

し來りたる事實は是れ只其至難なるの場合を示さんか爲めに設ける一の適例に過ぎずと雖凡ての實業家は讀者の爲め一層適切なる例を擧げて之を説明するに吝ならざるべく。かく論じ來り余は將に云はんとかの動産税は公平普通なる租税なりとして之を賛成し之に反して所得税は其性質糾問的にして且つ精細に賦課すると能はさるか故に賛成する能はずと主張する論者は他日其説の不正實にして前後撞着するものなりとて世人の攻撃を受くとあるも亦た如何ともする能はさるなりと

一步を進めて普通の動産税は法律及憲法の條款が嚴重に實行せられざるか故に黙許せらるゝものなりとの事實を明示せんとせば租税委員の報告が常に其功を奏せず却て撲滅の不幸に遭遇するを見ても其事實を知るに足らん。或る人民は其賦課法の不正にして且不公平なるか故に大に不満を唱へ屢々租税委員の改撰を促せり。それ傳説と偏見の勢力は常に急激なる變更を奨説し得べきものに非ずと雖も法律は只現行の制度を實行せんか爲めに奨説せらるゝなり。果して然らば其報告は正當の儀式に由り或は正當の儀式に由らずして埋葬せられ永遠不

覺の睡眠に陥るの不幸を見ん

一千八百八十六年租税特別審査委員は租税法に關して南カロライナ州立法部に一の報告をなせり其目的とする所は其法律を實施せんとを奨説するものに外ならず。而して其租税委員建言の説明者は左の如く余に書き送れり曰く

『該法案は上院に於て其四分一をも討論を経ざるに當り早く已に全法案は否決せられたり何となれば其建言は甚しく糾問的に傾きたるか故なり立法官の無識を證すると此の一例より甚しきはなし。何となれば其所謂委員の建言と稱するものゝ各項は(即ち其各項は上院をして其法案を否決せしむるに至りし者なり)現今世に行はるゝ租税法より採萃したる普通の建言なりき。而して勿論其法案は下院に回附せられざるが故に其議決を経ると能はざりき』

我がバルチモール租税委員の報告は州租税委員の選舉に先だち脆くも實業家より攻撃を受け遂に消滅に歸したり其爰に至りしとは敢て深く怪むに足らず何となれば此法案を實施せば市府一般の秩序を攪亂し不測の災害を來すへければなり。恐らくは彼等は其法律の實行を促すかさもなくば其刪除に向て運動するか

二者其一に出でざるべからざりき

第五節 所得税と動産税との對比

さて吾人は熟々我國實業社會に於ける動産税の適否如何を觀察するに年々其不適當なるの事實を認むると雖ども之に反して所得税法は共和政治の主義に最も適合するのみならず多數の人民次第に權利を得るに従ひ此税法は一層普通に行はるゝの傾向あり。且つ聊も此の税法を實行したる處には漸次に其賦課法に慣れ愈々公平にして簡便なる税法なることを認むるか故に一般人民の意向に投じ以て高評を博するに至れり。現今英國に行はるゝ所得税は一千八百四十二年ソル、ロポルト、ピール氏に因りて一時の救濟策として發布せられたるものにして其目的とする處は商業貿易に不振を挽回せんか爲め必要なる資本を得んとするにありき。而して之を發布するや四年間を以て之か實施の期限となせしが其意外の好結果を奏したるか故に今日に至るまで繼續するに至れり。而して海關税の改革已に其途に着き所得税と共に實施せらるゝに至りたりと雖も所得税は早晚廢止するの目的なりしなり。然れども其の間に幾多の星霜を閱し其の賦課法に就

き研究の功著しく同税法をして愈々完全の域に進ましむるに至り遂に英國をして永久不變なる財政制度の一部分として之を保持するとに決定せしめたり。豈に只英國に止まらんやスウヰツル共和國プロシヤ君主國に於てもまた同一の結果を顯はしたり

かく論じ來りたればとて余は敢て所得税を以て完全無缺なる租税なりと確定せんと欲するものに非らず蓋し如何なる租税と雖ども未だ完全無缺なりと云ふを得されはなり。強て之か缺點を求めんと欲せば其所得税の行はるゝ各國の事蹟に照して以て欠點あるを見出し得べし。然れども同税法の實施せらるゝ處に於て人民は次第に其便法たるを承認すると敢て之なしと論定する人は事實を觀察するに最も迂遠なる人と云はざる可からず。讀者は租税法に關する外國の著書に於て少しく思考する處あれ近く之を我國の事實に徴せんか凡そ我か米國人にして聊か租税の事に注目するの人又は稍々見るべきの著書に至りては一として動産税の不正にして實施しかたきを看破せざるものなかるべし。又之を外國の著書に徴せんか所得税の實施せられたる各國に於ける近代の著書にして所得税

の便益を賞賛せざるもの殆んど稀なり。而して兩者の優劣適否は只實驗に因りて之を判断するのみ。マヨノ、スチユアルト、ミル氏は自著「經濟學」に於て所得税に付き論述せられたり。氏か此書を著はしたる時は恰も現今英國に行はるゝ所得税法實施日尙遠くして之に對する一般の輿論は恐くは之を嫌忌したるならん何とされは或る實際に老鍊なる一商人言をなして曰く所得税は學理上至當にして精細を極めたるものなりと雖ども實際に於ては能く其目的を達する能はざるなりと以て其一斑の意向を伺ふに足らんか。ミル氏に次で有名なるはホーセツト氏にして氏の所得税に於ける大體の主旨は寧ろ之を賛成せざるものゝ如しと雖ども租税を實際に賦課するに當り實驗に因て大に發明する所ありて始めて所得税の公平にして精細を極めたるものなることを了得したりけん一千八百八十三年自著「小經濟書」の第六版を世に公にするに當り大に所得税を賛成したり。所得税と動産税との差異此の如く夫れ著明なり後者は繼續すると久しければ愈々弊害を醸し其價次第に減殺せらるゝと雖ども之に反して前者は繼續すると久しければ隨て好果を著し其價次第に増進するなり。夫れ然り所得税は近世各國の

必要に應じて現出したる税法なりと云ふも敢て過言にあらず

我國の聯邦所得税は數多の點に於て人民の反對を惹起せり。第一は所得税は聯邦政府よりも州政府に能く適合したる租税なり何とされは聯邦政府は遠隔の地にあるを以て人民は直接に便益を感せず而して賦課法によれば其課税は所によりて其額を一定せざるか故に人民の不平と嫌厭を生ずればなり。第二奸猾なる人は其廢止を速かならしめんが爲め特更に其税法を笑ふべき者となし而して其法律は細末の點に於て不必要なる缺點を以て滿たされたり。第三我邦の或る部分に於て特に甚しき擯斥を受けたりメーリウラノ州の如きは其一例にして之れ恐らくは人民の最も嫌忌する戦争を行はんか爲に賦課せられたるか故ならん

第六節 所得税は州税たらざるべからず

所得税は市に適合せず何とされは之を市に實施する時は其結果は動産税と同様に於て市の人民を市外に放逐するに至るべければなり。米國の市府は大概納税者の樂園と稱するものを以て圍繞せらるゝなり其樂園とは即ち市外の富饒なる避難所にして市の納税者其負擔を免除せられんか爲め此に避け以て生計を營

二四〇

むを得る所なり。而して此地に住する人民は所得税の正當なる割前を免除せらるゝなり讀者試に合衆國の地圖を取出し仔細に各都府の位置を點檢せよ讀者は必ず米國の各市民にして或る一州より他州に移住し以て租税の負擔を免かれんと欲するものなきを見るべし。例令ニニューヨークの市民にしてニューヨークに移住するものはあり得べしと雖ども一分一即ち動産税の一分の十二分の一なる輕き所得税を免かれんがため一州より他州に移住するものあらざるなり。且つ彼等は其の屬する處の州を變更するを好まず何となれば一己人の其州に於ける關係は其市府に於けるの關係よりも密着なるか故なり。且つ夫れ正當なる所得税より生ずる實業及び財産上に於ける裨益の甚た大なるは所得税の行はれざる所に一人を吸集するとせば所得税の實施せらるゝ所には十人を吸集するの事實あるを見ても之を知るに餘あり

第七節 所得稅額を定むること

所得稅は州稅とすると便利ならん何となれば自治市若しくは聯邦政府には之を採用すること適當ならずと雖ども州に於ては比較的之を賦課し之を徵集する

と容易なり而して所得稅たる完全の租稅と云ふべからずと雖ども他の諸稅に比すれば最も便利にして稍完全に近きものなるか故なり。其稅額を定むる法數多あり其一は各自に之を定むると其二は稅吏之を定むると。而して其定稅額若し實際に超過するときは各自其非を訴ふるの權理を與へること、萬事公明なる今日に於て各自の所得稅高を公示するは如何なる不都合を生ずべきや、余は所得稅高を公示するとに反對するものに向ひ如何なる注意を與へて然るべきや、余は其言なきに苦しむなり、現に今日諸會社に於ては各自の財産を計り其の信用多少を覺知するにあらすや。夫れ然り所得稅を實施する所に於ては實際上困難を來すと甚だ種なり

且つ各自其所得を公示するはかの實際は窮困なるも巧に外見を裝ひ以て富裕に見せ掛け世を瞞着するの徒又身分不相應に金錢を浪費するもの、輩出を防ぐに於て多少の功驗あらんと云ふものあり

然れども世人舉て其所得を公示するを好まざるに於ては之を公示せざるの方法なきにしもあらず。例せばマサチューセツト州の如き動産稅納稅書式面に於て其

二四二

税課目は公の點檢を許さざるなりと明記せり。されば所得税表に付ても亦同一の制規を設けるとを得べし而して税額を定むるに當りては各自に之を定むるの法と税吏に因りて定むるの兩法とを折衷せば過失なきに幾庶からんか

又所得の有無を定むるの證據多あり例せば市府に於ては其市街の住民が納むる借地料は所得に於ける一の比例となるなり。英國に於ては農民が納むる借地料は其所得の二倍なりと假定せらるゝなり。されば合衆國の各部分に於て農民の借地料と所得との間に於て一定の比例を立て得べきや必せり。而して若し比例にして常に同一ならざるときは大體に付き之が比例を定むると敢て難きに非らざるべし。若し一人にして田地を所有し自ら之に耕耘を兼ねるものある時に於ても亦た同一の計算を以て之を定むるを得べし何となれば先づ毎年の借地料高を定め地主の所得と見做すべきものに合算し以て之が比例を立つるとを得べし

諸會社の配當金及利息に所得税を課し又凡ての給料にも課税するとを得べし而して州及自治市は凡ての公債の利子より所得税として其幾分を引去り得べく又

各納税者は其既納の租税を其公債中より引去るとを許さるべし又納税人は其納税書式に準じ各税課目の下に明細に其所得を記入すべきなり而して是れ即ち一己人か消費の爲めに凡ての財源家産商業及職業等より得たる収入なり。然れども家賃を引去らんとするは是甚だ不合理の事なり何となれば所得なるものは他の費用を支辨するかために必要なか如く又之を以て借料を拂ふべきものなりとす。もし納税人にして家屋を所有し之に住居するときはその毎年の家賃に其所得の一部分と思考せざるべからず此點に付ては餘白なきを以て之を詳論せず讀者乞ふ第一篇中に引用したる参考書籍に就て其詳悉を知れ。英國内地の歳入調査委員の報告書は英國の所得税に就き完全なる報告を示したる者にしてまたド・ウエル氏の著に係はる英國租税史の第三卷に於ては英國所得税の特質を論じ且つ附するに其沿革史を以てせられたれば是等を参考せば思ひ半ばに過くる處あらん

若し公衆に對する保證として所得税課目を公示せざると決定する時はヨヨルヂヤ州が採用する法案即ち各郡縣及自治市の陪審官をして所得税表を點檢せし

二四二

税課目は公の點檢を許さざるなりと明記せり。されば所得税表に付ても亦同一の制規を設くるとを得べし而して税額を定むるに當りては各自に之を定むるの法と税吏に因りて定むるの兩法とを折衷せば過失なきに幾庶からんか

又所得の有無を定むるの證據許多あり例せば市府に於ては其市街の住民か納むる借地料は所得に於ける一の比例となるなり。英國に於ては農民か納むる借地料は其所得の二倍なりと假定せらるゝなり。されば合衆國の各部分に於て農民の借地料と所得との間に於て一定の比例を立て得べきや必せり。而して若し比例にして常に同一ならざるるときは大體に付き之が比例を定むると敢て難きに非らざるべし。若し一人にして田地を所有し自ら之に耕耘を兼ねるものある時に於ても亦た同一の計算を以て之を定むるを得べし何となれば先づ毎年の借地料高を定め地主の所得と見做すべきものに合算し以て之か比例を立つるとを得べし

諸會社の配當金及利子に所得税を課し又凡ての給料にも課税するとを得べし而して州及自治市は凡ての公債の利子より所得税として其幾分を引去り得べく又

各納税者は其既納の租税を其公債中より引去るとを許さるべし又納税人は納税書式に準じ各税課目の下に明細に其所得を記入すべきなり而して是れ即ち一己人か消費の爲めに凡ての財源家産商業及職業等より得たる収入なり。然れども家賃を引去らんとするは是甚だ不合理の事なり何となれば所得なるものは他の費用を支辨するかために必要なるか如く又之を以て借料を拂ふべきものなりとす。もし納税人にして家屋を所有し之に住居するときは其毎年の家賃に其所得の一部分と思考せざるべからず此點に付ては餘白なきを以て之を詳論せず讀者乞ふ第一篇中に引用したる参考書籍に就て其詳悉を知れ。英國内地の歳入調査委員の報告書は英國の所得税に就き完全なる報告を示したる者にしてまたドールウェル氏の著に係はる英國租税史の第三卷に於ては英國所得税の特質を論じ且つ附するに其沿革史を以てせられたれば是等を參考せば思ひ半はに過ぐる處あらん

若し公衆に對する保證として所得税課目を公示せざると決定する時はソヨルヂヤ州か採用する法案即ち各郡縣及自治市の陪審官をして所得税表を點檢せし

二四四
むるの法案を採用するを得べし。而して其法案の主者たるや敢て刑事訴訟の爲めに陪審官を煩はすか如きに非ずして單に其税表を點檢せられんか爲なり
ジョルヂヤ州アウガスタの有名なる著述家ゼアル、ラー、マル氏此の税法のジョルヂヤに於ける實際の状況を説明するの勞を取られたり。曰く

陪審官をして所得税表を點檢せしむるの法案は陪審官のなす事よりも寧ろ其弊害を除去するの一事に於て其價值あるを見認むべし。多數の人は所得税表か陪審官の點檢に附せらるゝとを知るか故に特更に明細なる表を作るは必然の勢にして又收税吏中には其朋友及親戚のものより其實際の所得より甚だ少額なる所得表を届くる時は税吏は之を黙過するとあり得べしと雖も其税表は必ず陪審官の點檢を経ざるを得ざるを知るか故に漫に不公平の處置をなす能はざるなり。かゝる場合屢々ありと云ふにあらざると雖も時としては陪審官は其の届出たる税額を増減したるの例あり。余は陪審官をして税表を點檢せしむるか如き制規を有する他州あるを知らざるなり。此制規たるや未だ完備せるものと云ふを得ず蓋し陪審官は其税表を調査點檢するが爲め充分なる時間と有せざるが故に到底精密なる調査を遂ぐると能はざるなり。然れども其制規の實行せらるゝ限りは收税吏をして不公平なる處置をなさしむるを万々之なかるべし云々

然らば所得税表を管理せんが爲め此の法案を擴張するも可なりと雖も又是れと等しき他の方法を採用するも可なり。夫只だ之が實施に付き充分なる保證を與ふるか爲め正實に盡力するものあらは其實施は敢て困難の事にあらざるべしと信するなり

第八節 低廉なる所得税を以て足れりとすべし

余の持論によれば所得税は六百弗以上の所得に賦課すべき不定なる租税たらしむべからず然れども如何なる場合に於ても只課税すべく既定したる所得の超過に於てせざるべからず。夫れ所得税を賦課するの目的は自餘の財源より生ずる歳入の不足を補充せんが爲なれば毎年歳入の欠額に應じて税率を定めざるべからず。余か計算する所によればメレノランドに於ては一分を超過すべからず而して其一分とは動産に於ける一分の十二分の一の課税と殆んど相等しきものな

り。一千八百六十六年メリーランド州は所得税として百七十万餘の巨額を聯邦政府に收めたり即ち其額は現今我が各州政府の凡ての費用を充すに足るべき程なり而して此金額の中八十万弗餘は五分税の收入より成れるものなり。更に之を細別すれば其一分に付十六万弗の割合となるなり。然れども租税の計算に於ては二と二が時としては只一となるとあるか如く所得税の場合に於ては假令其税率を軽減するとも其收入は同一の比例を以て減少せざるとあり。されば所得税に於て一分税を課する時は五分税即ち二十六万七千弗の三分一餘を生ずるならんと計算を立つるは完全なりと云ふべし

九十八万七千五百三十四弗四十一錢の金額は五千弗以上の所得に賦課したる一割程より生じたるものなり。一分税は恐くは其五分一即ち殆んど十九万五千五百弗餘の收入を生したるなるべし。右二口の金額を合算する時は四十六万二千五百弗となるなり而して兩者共に五百弗を引去られざるなり。又一方より之を云ふ時は財富及人口増加し而して州政府に向ては從來聯邦政府に對したるか如き甚しき抵抗あらざるを以て余は現時に於て一分の所得税を課するとせば五十万弗を徴集し得べしと信するなり。而して以上の金額は他の歳入と相待て凡ての州税より不動産を免除したるか爲め生したる不足を補充するに餘りありと思考するなり

我が各州が要する凡ての公費は已に説明したる他の歳入と共に所得税法に因りて徴集し得て毫も困難なきを信するなり。一千八百六十六年聯邦所得税の總額は六千百〇一万一千九百三十二弗二十五錢にして同一千八百六十七年に於ては六千四百九十八万四千四百三十七弗なりき。而してマサチューセツト州の直接州税額は百五十万弗に充たず一千八百六十七年に於ける聯邦所得税高は八百八十四万九千七百五十三弗なりき。又ニューヨークに於ける一千八百八十七年の會計年間(即ち九月三十日を以て終る)州庫に收めたる直接州税額は五百八十万五千四百弗なり然るに一千八百六十七年に於ける所得税は二千〇十万七千五百四十七弗なりき。而して一千八百六十七年と同一千八百八十七年の兩年間に於ける收入額は自餘の州と比較するも又同一の結果を見るべし

州税法に因りて徴集されたる總額は米國統計年鑑に因れば殆んど六千五百万弗

なりとすこは勿論直接州税以外の租税をも包括するものなり。其外吾人の配賦すべき事は南部の諸州は貧窮なるを以て所得税目に於て甚だ僅少なる税額を示したることなり。然れども一千八百六十七年以降は其人口及財産上に驚くべき増加をなしたり其の斯の如き速かなる増加をなしたるは容易に信すべからざるなり何となれば一千八百六十六年及一千八百六十七年の間に傳唱されたる繁榮は虚飾の事多くして信すべからざればなり。勿論速に其財産を増加したる人民數多ありしは相違なしと雖また困難に陥りしものも一層許多なりしなり。然れども六百弗以上の所得あるもの較近二十年前に比して其數大に増加したるは掩ふべからざるの事實なり

第九節 米國の諸州に於ける所得税

諸州中現に普通の所得税を賦課するもの二州あり。ホルヂニヤ州に於ては利子及純益の所得に課税す而して一千弗以上の所得あるものは其一分を納むべきものとせり。此方法によりて徵集せられたる一千八百八十六年に於ける収入は二万〇〇七百五十五弗なりき。又マサチユースェット州に於ては年金船船業商

賣僱雇に論なく凡そ二千弗以上の収入あるものは必ず所得税を徴むべきの制規なり。然れども其外の租税を賦課する財産より生ずる収入には所得税を課せざるものとせり

第十節 ペンシルベニヤ州は所得の特別なる種類に限りて課税するの制規なり

ペンシルベニヤ州に於ては凡ての會社外國保險會社各私立銀行兩替屋或は未だ法人とならざる銀行及び貯金所運送會社等の所得若くは純益に三分の租税を課する事とせり。而して一千八百八十七年に於ける總歳入高七百六十四万六千四百七十七弗三十七錢の内以上列記したる財源より徵收したるものは實に八万一千五百九十六弗九十二錢なりき

ノリスカロライナ州の憲法によれば已に他の租税を課賦せし財産より生ずる所得に課税するとを許さざるなり而して該州のチャルロットの如きは他の租税を賦課せざる凡ての所得には一分税を課する事とせり。之を要するに凡て以上の如き所得税則は其當を得たるものに非らざるなり。又マサチユースェット州の

如きは二千弗の所得及已に他の租税を課せられたる財産より生ずる所得は免租する事とせり。且つ何れの州にても所得税は諸税中に於て重要な地位を占めずと雖然れども所得税なるものは諸税法中重要な地位を占むるに非らされは能く其本分を盡くしました。満足なる結果を生ずるあたはさるなり。而して所得税を賦課すべき正當の金即ち六百弗以上の所得には租税を免除すべきものにあらざるなり。夫若れ暫時の免租を許可する時は行政の困難愈々増加し遂に詐偽をして其端を開かしむるに至るなり

第十一節 或る程度以上の凡ての所得は課税すべきものなり

夫れ所得は何れの財源より生ずるも例令その財源にして已に課税したるものも雖ども必ず課税すべきものなり。租税は之を大別して二様に區別するを得べし其一は財産即ち物品に課するものにして其他は即ち所得に課するものなり。財産に課する税は即ち物品に課するものにして例令は土地の一片の如き或る租税を納むべきものなり而してこの税は其所有者の甲乙或は丙たるに關らず其歳

入中より第一に拂ふべきの義務あるものなり。夫れ所得税は人に課する租税にして其税法の人に對するや、此の人は幾何の所得ありやとの問を以てし特別の財源に係らずして凡ての財源を包括す。而して營業税は所得より取除けらるゝと雖一己人の消費例へは借料、食物、衣類其他の如きはこれを包括するなり何となれば所得の存するは蓋し是等の目的を充さんが爲めなればなり。もし一人にして自己の家屋を所有するとせんか其の毎年の價值は即ち所得の一部分たるなり財産所有者は往々に重税と稱するものに向て反對を試むるの傾向あり。然れども彼等は所得税に抵抗するの理由を有せず何となれば其税法の目的とする處は蓋し財産所有者を補助するに在り。是れ凡ての所得の税法が成功する一の例證にして財産のみより生ずる所得を有するものは其税額の減するあるを見るならん何となれば所得税及財産税を合算しても現今の財産税高より多からされはなり。而して所得税より生ずる額多ければ財産税より生ずる額は之に準じて少額となるなり。又永久の財源即ち財産より生ずる所得は一時の財産即ち一己人の有する智識、熟練、勞力等より生ずる所得より重き税率を以て課税すべきものなる

とを承認せざるべからず。何となれば前者に於ける所得の全部は消費し得べしと雖も後者に於ける所得の或る部分は將來の爲め若しくは不時の要に備へんか爲めに貯蓄せざるべからず。例せば或る職業家にして一年一萬弗の所得ありと雖も他の財源より生ずる何の収入もなしとせんか其人は必ず其晩年養老の爲め生命保險のため若しくは兒童教育のため豫め後日の備をなさざるべからず然るに或る一人は合衆國の公債より毎年一萬弗の所得ありとせんか彼は之を全く消費するとも其死亡或は自ら不具となり何事もなし能はざる時に當りて其の所得は依然として毫も變せざるのみならず又彼自ら勤勉して其所得を増加するを得べし。さて兩者の間此の如き區別あるを以て所得を生ずべき財産に課税する方法を設けたるものなり。果して然らば單に所得を有して財産を有せざる人は不平を唱ふると能はず何となれば財産より生ずる所得を有する人は比較上重税を課せらるればなり。而して又財産家に取りても此の税法に對し不平を唱ふを得ず何となれば其の税額は從て輕減せられたればなり。次に考究すべきは此の税法たる農夫に向て如何なる影響を及ぼすかと考ふるにあり。今若

しノレランダ州に於て一萬弗の實價ある田地を有する人ありと假定せんに若し其田圃より一千四百弗の收得ありとせば是れ相當の純益を得たるものなりと云ふべし。而して彼の納むる租税は一分なりとせば即ち一年百弗を納むるものにして其内十八弗七十五錢は州の爲めに納むるものなり。以上説明したる税法による時は其十八弗七十五錢の税は刪去せられて之に代ふるに八弗を納むるとなるべし何となれば是れ六百弗以上の所得に課する一分税なればなり。故に農民は十八弗七十五錢と八弗の差即十弗七十五錢を貯蓄するととなるべし而して其差は不公平に課税せらるるものより納むるととなりて其欠を補充すべし。加之ならず此の税法による時は地方の負擔を輕減するとあるべし而して余はノランダ州に於ては殆んど平均五分の一の減額を見らんと信ず。而して農夫は毎年の租税をして百弗より七十四弗に減税せらるるか故に更に十六弗の餘税を生し合計二十六弗を貯ふるとを得べし

第十二節 累進税并に比例税

累進税率に關する問題に付ては古來大に學者の論究する處なるか就中最も卓越

有名無實なる累進税は之を實施するに當りては比例税と伯仲の間にありと論ずるものあり。然れども累進税は我國の如き富裕なる邦國に於ては其の抵抗を受くると甚しく之を實施せんと欲するは殆んど夢想に類するか如し若し此の法にして試みらるゝ時より人民の怒恨と惡感情を惹起するならん故に吾人は出來る丈精細なる比例法を立てんとを務むるは遙かに其の勝れたるを信するなり。且つ吾人はこの税法の最も能く實際に行はるべきを信するなり。然り而して此の税法たるや人民の真心か見認めて以て正當なるものとなすと雖かの累進税法に至りては現今に於ては多數人民の真心か認めて以て正實にして適當なるものとなさざる處なり

累進税の反對論者往々左の如き説を唱ふるものあり。其説に曰くもし累進税にして其の税率累進して底止する處なくんば遂に所得の全額を沒收するに至るべし。例せば一千弗の所得に一分税二千弗以下の所得に二分税を課し而して益々其の税率を累進せば遂に百割即ち其の所得の全額を沒收するに至るべしと。然れどもかゝる議論をなす經濟學者は最も算數學に暗らきものと云はざるべし。然

す。何となれば其の税率は單に數學的に累進すと雖ども所得は幾何學的に増進するか故に其の税率は累進するとも尙且重きを覺えざるべし。今假に見易き例を以て之を示さん若し其の税率は一二三四五と漸次に累進し而して其の所得は一千弗二千弗四千弗八千弗と増進せば其の税率は所得が八万弗に超過する迄は一分五分に昇らざるべし。而して世界の歴史に於て其税率二割に昇ると決して之なしと云ふも敢て誣言にあらざるべし

また所得税に向ては反對説甚だ強力なるを以て之を租税制度中に編入するは到底出來がたきとなりとの説をなすものあり。然れども是れ揣摩の臆説たるに過ぎざるなり何となれば所得税は一般人民の嗜好に投ずるの傾向あればなり。余は租税審査委員の資格を以て報告したるものに付て四名の經濟學教授より聞及ひたることありしが各々余が主張したる所得税法に賛成の意を表示せられたり。余は嘗て合衆國大都府の一に於て商業會議所、穀物及び郵便取引所、商工會社等の總代より招待を受けて租税法に付き余が持論を開陳したるとありしか列座の諸氏中一人として所得税法に反對するものありし。其の一員は謂りて曰く余

したる議論はモンテスキエー氏が嘗てアゼノスのソロンの税法に付て論じたるものなりとす。曰く

二五四

「アゼノスの租税は比例税にあらすと雖ども公正なりと云ふべし。其比例を定むるや均一に財産に應せすと雖家計に應じて比例を定めたるものなり。凡そ國民の必需品に三つあり一に曰く必需品、二に曰く有益品、三に曰く贅澤品即ち是れなり夫れ必需品は其需用一般同一にして貧富上下の區別なかるべし故に必需品に税を課すべからず有益品之に次ぐ故に之に税を課すと雖ども贅澤品より少なきを要す而して贅澤品に課税すると多きときは贅澤を防ぐの方便となるべし云々

之に因りて是を觀れば税法中三税率を定むると至當なりと云ふを得べきか如し。而して其三税率とは即ち一は必需品を供給するに足る所得に課するもの二は有益品を願意するに足る所得に課するもの三は贅澤をなすに足る餘裕の所得に課するもの是れなり

累進税率に於ける他の理由は教授ダナリユー、サノナー氏の論じたる主旨に於

て之を發見するを得べし。曰く夫れ租税は抵抗の最も少なき處に向て自然に普及するものにして下等社會に於ては抵抗最も少なく上等社會に於ては抵抗最も甚し然るに中等社會に於ては温和なる抵抗あるのみ。且つ比例税なるものは常に退歩的租税たるなり。換言すれば富者が租税に抵抗するの勢力は強大にして決して相當の割前を納めざるなり。而して收税吏は貧者に賦課するが如く嚴重に富者に賦課することを恐るゝなり何となれば富者は勢力あるか故に之か意に逆ふときは一身の災害となるか故なり。合衆國に於ては何所にても富者にして正當に課税せらるゝものあらざるなり。加之富者は數多の計策例へは公債買の如きを利用して以て租税を免るゝと雖ども貧者は其の費用の大なるか爲に之を行ふ能はざるなり。且つ大財産家は概して商法に慣熟し併せて免税策に巧なりと云ふべし。是れ敢て一階級は他の階級より善惡優劣ありと云ふの意にあらざして只だ抵抗力の強弱如何を示したるのみ。もし下等社會及中等社會の人民にして抵抗力を有したらんには彼等か不正と爲し之を嫌責する行爲に倣ふや昭々乎として明かなり

所得税

二五五

有名無實なる累進税は之を實施するに當りては比例税と伯仲の間にありと論ずるものあり。然れども累進税は我國の如き富裕なる邦國に於ては其の抵抗を受くると甚しく之を實施せんと欲するは殆んど夢想に類するか如し若し此の法にして試みらるゝ時より人民の怒恨と惡感情を惹起するならん故に吾人は出來る丈精細なる比例法を立てんとを務むるは遙かに其の勝れたるを信するなり。且つ吾人はこの税法の最も能く實際に行はるべきを信するなり。然り而して此の税法たるや人民の良心が見認めて以て正當なるものとせずと雖かの累進税法に至りては現今に於ては多數人民の良心が認めて以て正實にして適當なるものとなさざる處なり

累進税の反對論者往々左の如き説を唱ふるものあり。其説に曰くもし累進税にして其の税率累進して底止する處なくんば遂に所得の全額を沒收するに至るべし。例せば一千弗の所得に一分税二千弗以下の所得に二分税を課し而して益々其の税率を累進せば遂に百割即ち其の所得の全額を沒收するに至るべしと。然れどもかゝる議論をなす經濟學者は最も算數學に暗らきものと云はざるべし。然

す。何となれば其の税率は單に數學的に累進すと雖ども所得は幾何學的に増進するか故に其の税率は累進するとも尙且重きを覺えざるべし。今假に見易き例を以て之を示さんに若し其の税率は一二三四五と漸次に累進し而して其の所得は一千弗二千弗四千弗八千弗と増進せば其の税率は所得が八百万弗に超過する迄は一分五厘に昇らざるべし。而して世界の歴史に於て其税率二割に昇ると決して之なしと云ふも敢て誣言にあらざるべし

また所得税に向ては反對説甚だ強力なるを以て之を租税制度中に編入するは到底出來がたきとなりとの説をなすものあり。然れども是れ揣摩の臆説たるに過ぎざるなり何となれば所得税は一般人民の嗜好に投ずるの傾向あればなり。余は租税審査委員の資格を以て報告したるものに付て四名の經濟學教授より聞及ひたることありしが各々余が主張したる所得税法に賛成の意を表示せられたり。余は嘗て合衆國大都會の一に於て商業會議所、穀物及び麵粉取引所、商工會社等の總代より招待を受けて租税法に付き余が持論を闡したるとありしか列座の諸氏中一人として所得税法に反對するものあらざりし。其の一員は謂りて曰く余

二五八

は全然此の税法を排斥せざるは勿論願くは再三熟慮せんことを欲するなりと
 した他の一員は曰く余は嘗て聯邦所得税に反対したることなし余は各人其所得に
 應じて相當の所得税を納むるは至當の事なりと信するなりと。又有名なる一會
 員の如きは其の集會の終るを待て余か許に來りて余か説に全く賛成する旨を告
 げられたり。余か以上の如き私事を語るは聊か憚る處なきにしもあらずと雖も
 も稍々注意するに足るべき事なるが故に茲に之を記したるなり。而して余か
 ヲレイランド州立法部になしたる報告書中に論じたる所得税法に反対したるもの
 は十中の一にして十中の九は之を賛成したり。若し夫れ租税改革委員にして所
 得税に注意を傾くるに至らば彼等のなす處一として成就せざるはなかるべし。
 而して其税率を定め及び之を徴收する完全なる方法を設けんが爲めには他の至
 難なる動産税法を實施せんか爲めに費されたる勞力の十分一を盡さは遺憾なか
 らん左に掲ぐるものはニューヨークの郡裁判所判事が余に送りたる書翰の概要
 なり

「前客余は足下が租税法を開しレイランド州の立法部に追加報告書として

提出せられたるものに付き仔細に點檢仕候處其中に御覽誦相成候法案に付
 ては余は全く賛成の意を表するものに御座候。且つ足下が州歳入の爲め不
 動産に課税すべからず只地方歳入の爲めにのみ之に課税すべしとの筈言は
 余に取りては甚だ斬新の論に相見へ申候。此の問題に付き從來余が思考し
 たる處によれば是れ甚だ得策にして此の法に従ふ時は或は從來ニューヨーク
 州に於ける不動産税の精確なる平均を保たんか爲めに苦心したる最大困
 難の一を除去するに至らんかと愚考罷在候
 余はまた多年の間熱心に五百弗以下を免除する等級ある所得税に賛成致候
 のみならず六百弗免除にも反対するものに無之候。且つ全金高五百弗に超
 過する凡ての遺産遺言に依りて譲り受けたる財産分配したる財産及び相続
 等に課する等級ある遺傳税は至當の租税なりと確信罷在候。また會社の所
 得に課する租税殊に其の會社の商業は増加する收入を得るの見込あるもの
 及び生存競争の法則によりて左右せられざるものに課税するは正當の事な
 りと存し候

は全然此の税法を排斥せざるは勿論顯くは再三熟慮せんことを欲するなりとまた他の一員は曰く「余は嘗て聯邦所得税に反對したることなし余は各人其所得に應じて相當の所得税を納むるは至當の事なりと信するなりと。又有名なる一會員の如きは其の集會の終るを待て余か許に來りて余か既に全く賛成する旨を告げられたり。余か以上の如き私事を語るは聊か憚る處なきにしもあらずと雖も稍々注意するに足るべき事なるが故に茲に之を記したるなり。而して余かメリーランド州立法部になしたる報告書中に論じたる所得税法に反對したるものは十中の一にして十中の九は之を賛成したり。若し夫れ租税改革委員にして所得税に注意を傾くるに至らば彼等のなす處一として成就せざるはなかるべし。而して其税率を定め及び之を徵收する完全なる方法を設けんが爲めには他の至難なる動産税法を實施せんか爲めに費されたる努力の十分一を盡さは遺憾ならん左に掲ぐるものはニューヨークの郡裁判所判事が余に送りたる書翰の大要なり

「前署余は足下が租税法を關しメリーランド州の立法部に追加報告書として

提出せられたるものに付き仔細に點檢仕候處其中に御發說相成候法案に付ては余は全く賛成の意を表するものに御座候。且つ足下が州歳入の爲め不動産に課税すべからず只地方歳入の爲めにのみ之に課税すべしとの建言は余に取りては甚だ斬新の論に相見へ申候。此の問題に付き從來余が思考したる處によれば是れ甚だ得策にして此の法に従ふ時は或は從來ニューヨーク州に於ける不動産税の精確なる平均を保たんか爲めに苦心したる最大困難の一を除去するに至らんかと愚考罷在候

余はまた多年の間熱心に五百弗以下を免除する等級ある所得税に賛成致候のみならず六百弗免除にも反對するものに無之候。且つ全金高五百弗に超過する凡ての遺産遺言に依りて譲り受けたる財産分配したる財産及び相続等に課する等級ある遺傳税は至當の租税なりと確信罷在候。また會社の所得に課する租税殊に其の會社の商業は増加する收入を得るの見込あるもの及び生存競争の法則によりて左右せられざるものに課税するは正當の事なりと存し候

二六〇
 余か考ふる處に因れば凡て自餘の歳入は補助税として之を論すべきも決して直接歳入を得んか爲に課すべきものに非ずと存候云々
 又左に記するものは前と同じく書翰より引用する處なり。而して書中論する處は本書の他の部分及び本章に關する事なりと雖ども今之を其題目に従ひ箇々に分離して余が論文中に挿入するの煩をなさんより寧ろ此に其全文を掲げて以て讀者の隆覽に供すると便宜なるべしと思考するなり。其論旨の卓絶なるも其記者は現に高貴なる地位を占め居らるゝ人にして嘗て我が諸大州中の一に於ける高等裁判所の法官なりしとの事實あるか故に大に注意すべきものあり。其文に曰く

「前零過日は『租税報告書』一部御送附被成下御厚意の程奉深謝候就ては之に付卑見の一二を開陳し御参考に供し候右御報告書中に記する建言中甚だ斬新のもの有之候へども又多年來余が思考せし處の問題と大同小異のものも有之やに見受申候就中動産即ち金錢及び信用を包括する動産に課税する方法に付て足下の御批評は余か全く同意を表する處にて御卓見の程感服の外無

之候。實に動産税は御高示の如く正直なるものには壓制に流れ易く不正直なるものには行届かざるは之れ一般の通弊に御坐候然れども之を全廢するの利害得失に付ては未だ一定の意見も無之候。また余が所得税法に關しては足下と同一の意見を有するものに御座候
 若し其所得高にして明白なる時は之に課税するに當りて所得税法こそ最も正當なるものと存じ候。此に一の障礙ありと雖ども足下は其困難を推知すると難かるべしと思考致し候……余は此の如き租税が我國の租税法中に加へられんとを切望罷在候且つ余は甚だ發見に困難なる事實を把握せんが爲めには此の如き私間的機械を用ゆるるとに反對するものに無之候余は足下が單に想起せられし租税をして累進税となすべしと斷言すると憚らざる次第に御座候。夫れ租税の目的たるや之を要するに歳入を得んが爲めに外ならず候へどもまた他の目的の其の中に含蓄するをも忘るべからざる事と存候とは凡て政府の權威と云ふものは公共の安寧を増進すると共に權威其物の直接の目的をも増進せざるべからざるが如く租税法に於ても稅權が一

方に於ては財産の甚しき不平均を救ふの方便となるべきものと存し候試に實際に付て觀察すれば大金満家は比較的貧窮なる人民より少額の租税を收むると有之やに見受申候。一の輕少なる租税と雖ども貧者には堪へがたき重荷なること有之候へども富者は或る重歛を課せらるゝも之か爲め不便を來すと無之候例へは今茲に五万弗の所得あるものに一万弗を課税するも未だ以て被稅者に取りては堪へがたきの重荷なりとは申がたく候のみならず却て貧富の不平均を防ぐの方便となるが故に社會の幸福と存候。余は土地所得及び稅課すべき凡てのものに累進税を課せんとを主張するものに御座候また株式相場場の如きものによりて收得したるものは其人の所得と見做し以て前同様に課税すると至當なりと存候

足下は借地料に課する租税の至當なるを御勘考相成候や我國の土地の名稱は論理上食邑と云ふこと至當なりと存候現に英國の如きは純然たる食邑に御座候。抑も封建時代に於ては諸侯を統率する霸王は兵役と貢物の如何によりて大諸侯の間に其封土を配分しまた諸侯は同一の方法に因りて其領

地を配下に分配したり斯くして彼等が兵役に服しまた貢物を納めたるは今借地人が其地主に借地料を納むると全然同様の有様に有之候。而して是れ當時にありては其分配せられたる土地に對する唯一の報酬なりしなりまた古來其國王と諸侯との間に起れる葛藤は重に借地料に關する事なり何となれば諸侯は土地を占領して以て借地料を免除せられんとを企圖し國王は諸侯に對する負擔を増加せんとを欲するか故に争端を開くに至りしは勢の止むべからざる處に候。其結果は如何と云ふに英國憲法の發達と共に遂に大諸侯は全く負擔を免除せられ借地料を免除したる土地を所有するに至り候然るに諸侯の配下にありて土地を所持する普通の人民に對しては其の借地料は二倍四倍と次第に増加し居候。今や封建の武士制度及び貢税は存せざるが故に各大地主は其吸收する凡ての借地料の半額より四分一を國庫に納めざるべからず是れ從來彼等が納むべき租税を免除せられたるが故に其代りに之を納むべきものにて即ち彼等が封建的義務を盡すものと申して可然と存候。同一なる歴史上の理由は我國(米國)に於て求むると能はざるべし

と雖ども之を比すれば州なるものは恰も封建時代の國王の如くにて凡ての土地専有權を有し凡ての財産に課税するの權利の外に土地に課税するの權利を有するものに御座候余は此に之を詳論する能はさるか故に此點に關して一言を附起するのみに御座候。然れども余の考ふる所によれば動産勞力若くは商業より生ずる所得に課せずして其所有者の勞力に因らざる土地より生ずる所得即ち借料に課税するは至當の事なりと信ず

人民一般に利益を受くる凡ての公共の事業は諸州或は合衆國或は自治市の所有たらざるへからずと存候此の點に付ては大に論すへき事有之候

足下は州の歳入をして地方歳入より分離せしむるとに付き鞏固なる理由を御示相成候若し所得にして課税されんか此の税法たる諸州中に於て之を採用するを得へし然れども同種の財産を評價するにも不同の評價をなすか故に大なる不公平に陥るはまた止むを得ざる事と存候云々

第八章 相続及ひ遺傳税

此の章に於て用ゆる相続と云ふ義は遺言なしと雖ども法律上相続すへきものと

して一人か受けたる財産を示すものなり。而して遺傳とは即ち死者の遺言或は遺書により若しくは本人の死後に其効力を見るへき贈物として遺傳したる財産を示すものなり而して遺傳とは遺言を受けたる人及び遺言によりて傳はりたる財産を示すものにして相続とは遺言なき財産及び遺言を受けざる人に關するものなり。この區別は一般に承認せられたるものに非らずと雖ども以上の定義はミル氏の經濟書中に見ゆる處にして今之を論するに當り甚た好當の定義なりと思惟するか故之を引用すへし

ミル氏は左の如く云へり

「夫れ財産制度は最も重要な分子のみを指摘する時は各國が勞力により生産したるもの若しくは生産者より強迫或は詐欺の手段に因らすして正當に讓受したる財産の専有權を認識するによりて成立つものなり故に財産の基礎たるや其の生出したる財産に對する生産者の特權にあり云々

是れ素より遺傳權を包括するものなりと雖も相続權を包括するものには非らざるなり。今若し他人か生出したる財産にして遺言なくして余に遺されたる財産

ありとせんか余は之に對して如何なる権利ある者なるやと云ふに余は只法律
 加與ふる権利を存するのみ而して余は其の財産所有者か存命中彼に對し道徳上
 の権利を有するに非らざる限りは法律か與ふる権利外に道徳上の権利を存せさ
 るものなり。例せば妻は法律上及び道徳上に於ても権利を有するものにしてま
 た丁年に達せざる見供も同一の権利を有するものなり然れども若し兩親をして
 其の財産を其子に與へざるとを法律上に於て許す國に於ては兒童にして丁年に
 達したる時は必ずしも法律上の権利を有するものに非ず若し米國に行はるゝ法
 律をして道徳に違反するものならしめは兒童は或年に達したる後と雖ども尙道
 徳上の権利を有するなり夫の財産の一部は其妻の所有に歸すべきものなりとは
 米國の法律か規定する處なり。而して親の財産の一部は其子の所有すべきもの
 なるとは各國か大概是認する處なりと雖ども何れの國に於ても法律なるものは
 財産所有者をして其の財産の一部分として其の支族のものゝ爲めに遺すことを
 要求するものにあらす只だ彼等は財産か遺されしとき之を要求し若しくは遺言
 なくして遺されしとき法律は之か所有權を彼等に與ふるなり。然らば遠系のも

のか遺言なき遺産に對して如何なる権利を有するものなるや蓋し財産所有者は
 直接血縁のものに非らざるも苟も近系の血縁者に對し之を補助すべき道徳上の
 義務あるものなりと云ふと雖も是れ未た一般に是認せられたるにあらす其の義
 務の區域は稀には大叔伯父母及び再從兄弟に及ぶ事あり然れども是れ敢て珍ら
 しき事に非ず蓋し人或は大叔伯父母若しくは再從兄弟と親密なる關係を有する
 事あればなり。一箇人の家族は離散して遠系なる親戚の關係を有するもの皆無
 の今日に於ては以上列記したる親戚以外に於て遺産なき遺言を要求する道徳上
 の権利あらざるなり

今若し遺産者に對し第三の從兄弟に當るものにして外國に住しあるか若しくは同
 國內の遠隔の地に住するものありとせん其の遺産に對するの権利は死者か生
 前其資財を得たる社會より道徳上の権利少なきものなり。何となれば其の社會
 の勤勉其の共同其の法律及び秩序の遵守あるか故に本人をして其資財を作るを
 得せしめたるものなればなり。遺言なき遺産を分配するに當り遠系の血縁者を
 して之に與からしむるとも之か爲め何の好結果をも得ると能はざるのみならず

往々之か爲め厭ふべき争論を惹起し遂に莫大の費用を徒費して以て是非を法廷に争ふに至る事あり加之其結局如何と云ふに若し遠系の血縁者にして勝訴となるときは即ち少數の有権者をして僥倖にも不意の財産を獲收せしむるか故に彼等をして怠惰にして無用なる生活をなさしむる媒嬖となるに止まるのみ故に遺産に對して遠系の血縁者が有する法律上の權利をして大叔伯父母及び再甥姪從兄弟以外のものには全く之を與へざるとなすは至當なりと云はざるべからず。故に人若し其財産を以上列記したる血縁外のものに分與せんと欲せば之か爲め生前豫め遺言をなし置かざるべからざるなり斯く論じ來れば論者或は問はん人死して後何ぞ現世界の事に付き或は現世界に屬するものに付き是非を云ふの權利あらんやと。夫れ然り世界は生者に屬するものにして死者に屬するものにあらざるや必せり例へば人もし其妻に付て一の願望ありとせんに其人死して後其願望は何の功力をも有せざるなり何となれば夫死しては其妻は亡夫の束縛を受くるものにあらざればなり言を換へて之を言へば夫もし生前其妻に向ひ我死して後は他人に嫁すべからずと命せんに彼死

して後ち其の命令は法律上何の功力をも有せざるものなるか故に其の妻は素より自由なるものなりと云はざるべからず。又其の見供に對するも是と同一にして其權利の甚だ狹隘なるを見るなり。然れども世人多くは私有財産は人の爲めに存するものにして人は私有財産の爲めに存するものにあらざることを忘却し且つ或る一人か嘗て所有せし財産に付ての希望は其の人死して後と雖ども神聖なるものなりとするの傾向あり而して各人は世界表面の或一部分を專有し充分なる權利を與へられ且つ其生存中は憚らずして是れ我が者なり我れ我が欲する處に從ひ之を如何ともなすとを得べし何人と雖ども我が許可を得ずして之より利益を吸集するとを得ずと云ふを得せしむるも尙且つ過分に其權を許したるものなり。然れども此の權利を許すは万人が見認めて以て利なりとする處なりと雖ども是より一層過分の權利を要求するものあり。世界表面の或部分は余か死後と雖ども永久に余か支配の下にあるべきものにして他人の之を蹂躪するを許さず蓋し是れ余か嘗て所有したるものなればなりと云ふに至りては虚妄も亦た極まれりと云つべし。若し夫れ私有財産權をして此の如く過度に擴張する時は必

二七〇
らく私有財産制度を顛覆せんと企つるものに機會を得せしめ遂に其の全制度を危からしむるに至らん

余は死者をして如何なる場合に於ても苟も財産所有權と稱すべきものを賦與するとを許す能はず此の權利たるや只生者のみ之を有すべくして死者は之を有するものに非ず然れども其の妻、見供、親戚及び其社會は此の權利を有すべきものなれ夫れ何れの處に於ても人は絶對的に其の財産はかくなすへしかくなすへからずと云ふを得ず蓋し彼の妻は彼の輕視する能はざる財産に對する權利を有すればなり。佛國に於ては一人の見供の割前に等しきものを除くの外は其の財産の全部を要求するとを得るなり。抑も遺産に對する權利は久しく世界各國の數多の部分に於て全く認定せられざりし處なりしと雖も近年に至りて漸く遺産に對する自由權利を許すに至りしなり而して其の是を認定する只一の道理は之れを許すは社會の公益なりと云ふにあり。然れども此の權利は制限せざるべからず

以上の理由によりて之を推すときは相続權は或る場合に於ては之を擴張し又他

の場合に於ては之を收縮せざるべからず。米國諸州に於ける法律に見供か其の親の財産に對する道徳上の權利あるとを充分に認識せしめてその權利たるや親は其見供を生出したるものなるか故に彼等をして幸福にして有益なる生活をなし得べき地位に置かざるべからずとの理由に基く者なり。然れども見供は必ずしも數百萬の財産を相続するの權利あるにあらず殊に遺言なき時に於ては只見供をして幸福有益且つ成功なる生活をなさしむるに足るべき相當の資産を相続するの權利を有せしむるのみ而して其所謂相當の額と云ふものは各人の階級及び地位等に於て大に差等ありと云ふべし

更に一步を進めて之を論する時は相続及び遺傳によりて財産を譲り受けたるものは特別なる政府の保護と補助とを要するものにして法律と秩序を維持する政府なき處には死者の財産を正式に譲受するとは到底出來得べからざる處なりと云ふべし

夫れ相続によりて得たる金錢は讓受けたるものに取りては即ち勞力を用ゐずして得たる所得に外ならざるか故に之に課するに普通の所得稅額より重き稅を以

てするは不當なりと云ふを得ず是れ最も容易に徴收し得べき租税にしてまたかゝる租税を賦課する所以のものもまた此にあり
 相續及び遺産に租税を課する所以のものは蓋し以上説明したる理由及び其他の理由によるものなり且つ遠系のものゝ相續したる財産は近系即ち直接血統のものゝ相續したる財産より重き税率を以て課税するは正當なりと云ふべし
 メリーランド州の法律は遠系の相續財産にして其高五百弗を超過する時は二分半の税率を以て之に課税する事とせり。一千八百八十一年租税委員の起草したるメリーランド州に於ける州及び自治市に課する租税制度の綱領と題するものに於て左の如く論したり

「當州に於ける不動産、動産、雜種財産、金錢公私の證券にして其所有者の死したるか爲め譲り受けたるもの若しくは之を沒收したるもの若しくは遺産者の父母、夫妻、或は兒供及び其の直接血統者の用の爲に委託したるものを除き一箇人若しくは或る會社が遺産者の遺言によりて譲り受けたるもの即ち其死後に於て所有に歸すべき財産は實價百弗毎に二分半税を課し五百弗以下の財産には此の税

を課せざるものとす

此租税を課する財産にして金錢若しくは不動産にあらざるときは租税は其估價したる物品の價値に對して課税せざるべからず而してもしかゝる租税を納むること必要と見認むるときは行政官は法廷の命令に因りて其物品を賣却するの権利を有するものなりとす

若し不動産に此の税を課する時は嘗て動産を評價せんが爲めに撰舉したる同一の委員を以て此州に於て遺産者の凡ての不動産を評價するの委員となさむるべからず而して此の租税は右の如く估價したる價値に從て課税すべきものとす
 右の如き租税は財産所有者の死後其不動産に對する正當の處置と云はざるべからず遺産者の財産は其動産たり不動産たり若しくは雜種の財産たるを問はず必ず此の租税を納めざるべからざるものなり而して遺産者が或る人に對し其生存中即ち或る年限間に與ふべしと約し又他の一人に對し其殘餘を與へたる時は孤兒裁判所オルフ・アンド・ベニヤ州に於ては遠系の相續財産に課するに五分税

を以てす

メーリランド州に於ては實際に於て直接血統の者の相続したる財産に課する租税と等しき租税を課せり而して此税は其管理人が取得する凡ての手數料に對する十分一税なり。而して報酬として其の管理者の受けたる遺産は手數料と同一に課税すべきものなり且つ其國に住せざるものにして州市の公債若しくは會社の株金を有するものを取扱ふ管理人に對しては内地のものに對すると同一に租税を賦課するものとす。一千八百八十七年此の租税より生したる金額は實に五万〇八百五十四弗四十七錢なり然るに同年遠系相続税より生したるものは四万五千五百九十七弗拾四錢なりき

余は遠系相続財産高の多少に従て區別を立てざるへからすと考ふるなりメーリランド州の相続税は小財産に對しては充分なりと雖も二万弗以上の財産に對してはニューヨーク及びペンシルベニアの税率と雖も未だ過重なりと云ふを得ず故に五万弗以上の財産に於ては其税率をして一割までに騰貴せしむるも不當にあらざるへし。而して此の租税は凡ての遠系相続及び遺傳に課すべきもの

なりとす然れども已に説明したる如く遺言なき財産を分配するに當り遠隔の血縁者をして之を讓受する権利を有せしむへからす此場合に於て遺産は其州の没收すべきものとなすへし

直接相続税は所得税に附隨する正當なる租税として一般の認識する處なり故に其額偏重偏輕ならず能く中庸を得たるときは是れ即ち常に正當に課し得べく又困難なく費用を要せずして徴收し得べき正當なる租税なりと云ふへし

夫れ所得税法によれば其額六百弗に達せざるの所得は之を免稅するの制規なるか如く直接相続税に於ても又之と同しく五分利附にて六百弗を生すへき金額即ち壹万二千弗以下は之を免除すると至當なりと云はざるへからす故に余はメーリランド州立法部になしたる報告書中に一万二千弗に超過する凡ての直接相続は一定の税率によりて一分税を課すべきことを勸告したり

余は敢て現今に於て之を奨説せんと欲するものに非すと雖も此説はマエツフオールの共和政治の主義又は經濟及び社會問題に於ける近世の大家の教示する處と符合せり。彼等の主張する處は其租税をして等級あらしむるにあり例は其

税率をして十萬弗より二十萬弗迄の財産に於ては二分、二十萬弗より四十萬弗迄は三分、四十萬弗より八十萬弗迄四分、八十萬弗より百六十萬弗迄五分と次第に増加し其金の高百千萬弗に至り其の税率一割に達して止む重き税率は何れの場合に於ても輕き税率によりて課せらるゝ金額に超過するものに於てのみ課せさるゝからず故に若し其の租税にして十萬弗より二十萬弗迄には二分、二十萬弗より四十萬弗迄は三分なりとせば三分は二十萬弗のみに課せさるゝからず之と同じく十萬弗には二分を課し而して八萬八千弗には一分を課せさるゝからずと云ふにあり

此の租税は何人にも損失を與へざるへし何となれば其租税は一千弗に對しては十弗、二萬弗に對しては僅かに八十弗の割合に等し何となれば一萬二千弗を超過したる八千弗にのみ課税するか故なり是れ租税制度の條款に適合するものなり
 ウエツファアソン氏及び其他共和政府の創立者か勉めたる事は世襲の高地位及び特權即ち門閥的弊風を撤去するにありき。蓋し其目的とする處は人民をして自己に依頼せしめ自己の勞力によりて生活をなさしめ世襲の地位若しくは便宜

に因りて成功を企圖すへきものに非ざるを知らしむるにありき
 今日最も恐るへき徵候の一は財産は次第に少數者の手に堆積する事是なり。是れ以上説明したる課税法は我が國制度の精神と符合するものにして左の如き財産堆積の弊風を除去するに於て稍力あるものなり

また保守論者にして一種の矯激なる法案を設けんとするものあり而してイリノイ州代言人組合の委員は近頃一人の兒供にして五十萬弗を相続し得へきものとし他人は十萬弗迄を相続し得へきものとし嚴重に其額を制限すへき建言に賛成の意を表したり。而して其報告中に曰く「抑も世界の歴史に於て金錢の勢力強大なること蓋し今日の如く甚しきはなかるへく且其勢力を用えて以て百般の事を左右すると今日の如く顯著なるはあらざるへし而して其勢力は愈々増進して底止する處を知らざるなり。之を略言すれば金力は武力を凌駕すると已に達して云ふべし試に思へ今や一個人が國民の財産の數百萬弗を專有し死後遺言に因りて之を他に譲りて以て他をして其自在力に因りて欲望を擅にせしむる事實は社會の諸級間に甚しき懸隔を生じ遂に社會不穩の源とならんとす」云々と。然れ

とも余は是に付て敢て議論をなさんと欲するものに非ず其説の可否眞偽は措て之を問はず是れ只我が共和政治の創設者が米國に於て弊風を防禦せんと試みたるものに外ならずと云ふのみ

相続税を課するに當りては之と同時に精確なる所得税表を作り之を調査せざるへからず。而して之を處理するに於て最も適當なる方法は不正なる報告表を作りたる遺産に對し最後に所得税を納めし時に偽りて納めさりし税額の五倍に相當する罰金を課する法律是れなり

第九章 營業税

營業は其運動をして出来る丈自由に放任するを得策なりと云ふへし。而して各州間に劇甚なる競争あるの點より考ふるも營業税は出来る丈軽くせざるへからず我が貿易及び製造業に對しては殊に注意せざるへからず。何となれば競争港は租税を免除するか故に若し我が國にして重税を課する時は商業は漸次に衰頽するに至らんまた外國貿易に従事する船舶は其船舶の價格に對する凡ての租税を免除し只其利益即ち儲に課税すると得策ならん。例へばロードアイランド州

及びニューヨルク州に於ける如し。而して一千八百八十七年租税委員はコンチツクチカット州に此税法を實行せんとを主張したる事あり

沿岸貿易に従事する船舶は外國との競争なきか故に政府の保護を仰ぐと少なしと雖も政府は之に重税を課せざる様注意すへきなり此の船舶に對しても又た其利得に課税する方法を案出するを得へし。此に注意すへき事ありニューヨルク州及び其他に於ては法律上に於ては營業に課税するの規定なりと雖も實際は課税せざること是れなり

一千八百八十八年六月十日附を以て市長エー、エス、ヒニウヰット氏がニューヨルク市參事會に交付したる最近の布達中に租税問題を論じたるものあり其論中の三點は吾人の注意すへきものなり。其第一點は我が租税制度の不公平なるに付て反覆辯論したるものなり其文に曰く「寡婦孤兒及び衡平法院の後見を受くる者の財産は法律の要求する充分なる税額を納む例ひ納税者は之を納むること至難なりと雖も然るに豊富なる資産家にして全く課税を免るゝものあり然らざれば巧に口實を設けて不公平なる租税即ち彼等に對して甚だ輕き租税を拂はんと企

のるものあり是れ實に厭惡すべき弊風にあらずや云々。第二點は即ちニューヨルクの營業を保護せんか爲に動産税を免ずるとを勸告するものにして「今や吾人西大陸の中心に立てり然れども數年の後には世界の商業に對し手形交換所たらざるべからず」とされはメーリーランド州及び其他の州の商人は輕き租税によりてニューヨルクに商業を吸集せんとする企圖あるとを悟りたるなるべし。第三點は凡ての法律は之に反對したるに關らず以上の如き制度をニューヨルクに實施せんとするの企圖は實際に於て全く棄却せりと。また其不公平なるを充分に知りつゝなしたる動産の不公平なる課税額に付き不平を鳴らすものを論じて氏か左の如く云へり

「普通の場合に於ては不公平なりとの事實を尤もなりとなし不公平なりとて訴へられたる委員をして其職を退かしむると我か職分なりしやも知るへからず然れども現行の法律は其規定通りに決して實行せられし事なきは掩ふ可らざるの事實にして此問題を討究したる人々は其法律の當市に於て規定するか如く到底行はれざるものなりとの説に付て敢て異論なきか如し」云々

バルチモールの商人は小賣商に於ても尙且つ隣州と競争せざるへからず而して不動産の價値は商業の有様によりて定まるものにして商業繁榮せされは勞役社會は其職業を見出すと能はざるへし
 モントリール市に於ては借地料に於ける百割税に均しき税率を以て營業に課税する事なるか此税法は甚た満足なる結果を顯はせり。而して其百割税とは七分半にして貨物は免稅せられ無形動産は同しく免除せらるゝなり此税法たる一般の満足する處なるか如し。また不動産所有者も此の税法に不平を鳴らさざるものゝ如し何となれば此の税法あるか爲め此市に數多の營業を吸集する事となり却て彼等の財産の價値を高むればなり
 便利の爲め各商店事務所製造所及び其他の營業場の毎年の借地料商の一割を課する事とせり。而して商品家屋及び建具及び其營業場に用ゆる器具等に課税せざる事とせり此租税は普通の法律によりて課せらるゝものにして此の税法は地方の爲めに設くるものなりと雖も若し州に於て之を要するとある時は地方の町村は州の國産に之を納むるととなすを得へし

第十章 蒸氣鐵道及び其他の会社に課する租税
第一節 鐵道

二八二

正當なる租税制度に於ては耕作製造及び貿易に關する諸会社に課する租税と月然獨占業に課する租税との間に區別をなさざるべからず。蓋し後者の營業は其の性質半ばは公共的なり夫れ普通の商業會社は一己人若くは合本會社より異りたる租税を課すべきものなりとの理由あらず只兩者共に其の營業の爲めに使用する場所の借料高に課税するものなり

ウ井スココンソング。メーローランド。ベルモント州其他に於て蒸氣鐵道に課税するが如く總歲入に比例して半ば公共的の性質を有する会社に課税するは便利なりと云ふべし。然れども如何なる會社と雖も其の純歲入に課税せんとは望まじきことにあらず何となれば是れ其會社をして詐欺をならしめ實際の收入を知ると能はされはなり

或る州に於ける鐵道にして其配當金或分割に超過する時は其蒸氣車賃を低くすべきことを免許狀の條文によりて命令すと雖も余は配當金の此の割合に達したる

租 税 論

とを記録に載せたるを見ず。此の場合に至らば會社は株金を増加し借用證券を作り他の會社と聯結し而して役員給料を増すが故に帳簿上の純收入は之が爲めに減殺さるゝなり。然れども時としては普通の會社及び其他の會社の役員は會社を管理し凡ての利益を彼等の間に分配するとあり。或る都府の收税吏嘗て余に語りたる事あり曰く或る會社の社長書記及び出納掛は該會社の凡ての純益を給料として全く彼等の間に分配したる事あるを見たりと而して其の之を分配する方法如何と云ふに純益額四万弗なる時は社長は其内給料として二万弗を受け書記及び出納掛は各一万弗を受るとせりと。夫れ總歲入に課する租税は單純にして容易なり且財産の價值に課する租税と均しきものなり余も亦た斯の如き事を目撃したる事あり。また市中鐵道は其會社に投入したる凡ての資本を證券となし之と均しき金額を借入るゝが故に株金は實際に於ては全く資本に投入したるものを示すにあらず且つ證券に利子を支拂ひ凡ての資本は投入せらるゝと雖も亦かも配當すべき剩餘金あらざるか故に會社の役員は利益なしと主張するを見るなり。然し其の株金と證券は共に實際其の會社の資本なることを

蒸氣鐵道及其他の会社に課する租税

二八三

二八四
記帳せざるべからず。總歳入に課する百割税は正當に投入したる凡ての財産に賦課するに當りては充分重款を以て課税すべしと雖も株金及び證券は免稅せざるべからず地方政府の不動産を課税するか如く州吏は蒸氣鐵道、電信、電話、臥床ベット、附屬車、運送會社等の如き諸會社に對し課税することを得べし。然り而して是等の諸會社は其州の爲めに租税を納むべきものなりとす若し夫れ此の税法を實施せば大に行政上の繁雜を省き彼の厭ふべき訴訟汚穢の出來事をして其數を減少せしむるや必せり

ウヰスコニンソ州に於ける鐵道税法は已に前章に於て説明したる處なり而してメリーランド州租税委員の奨説する處は普通の州郡税に加ふるに鐵道をして左の如き特別免許税を納めしむべしと云ふに在り其の説に曰く

「吾人が假定する免許税率は一英里毎に總收入の當初の一千弗に一分税を課し若し一英里の收入一千弗或は一英里一千弗以上の端金には二分税を課し當初の一千弗或は一英里二千弗以上の端金には三分税を課し當初の五百弗或は一英里三千弗以上の端金には四分税を課し而して一英里の收入三千五

百弗に超過するとき其總收入に對し五分税を課すべし云々
而して其報告書は左の如し

「每英里に於ける收入大なるに従ひ其税率を増進するの理由は蓋し每英里の收入増加すると同時に鐵道の純益増加すること甚だ速かなるか故なり。之を換言すれば鐵道事業の進歩するに従ひ其の純益は會社の營業費より一層神速に増加するものなり。何となれば鐵道事業中最重の費用は其事業の大小に係らず是非共支出せざるべからざるものなるか故なり。然り而して斯の如き費用は其事業の盛大なるに隨ひ比較的輕少なるものなればなり
吾人が假定する税率はメリーランド州に於ける鐵道會社の總收入と其の純益とを比較して立案したるものなり。故に吾人は憚らずして云ふべしこの税率によるときは鐵道會社をして國庫に相當なる租税を納めしめ決して該會社に對し法外なる重荷を負担せしむるものに非ずと云々

余はヘルモン、トウヰスコニンソ及びミシシッピ諸州に採用せらるゝ州政府の徵集する總歳入稅案こそ最も適當なるものなりと信ず。而して若し以上に述べ

二八六
 たる總歲入に對する分割稅は鐵道をして相當なる租稅の割前を納めしめんが爲めには未だ不充分なりと云ふものあらば其稅率を増加するは甚だ容易なることなりとす

ベルモント州及びミンシッピ州に於ける鐵道稅は、メリーランド州租稅委員の報告書に於て左の如く説明せられたり。曰く

『一千八百八十二年より實施したるベルモント州に於ける現今の稅法は漸次に人民の贊同する處となり勿論其の鐵道は我がメリーランド州鐵道の如く盛大となり又厚大なる利益を得るの機會を有せずと雖ども其稅率は却て吾人が提起したるものより稍重しとす。即ち一英里毎に其當初の二千弗に對し二分、第三の一千弗に對し三分、一英里毎に三千弗以上の收入ある當初の一千弗に對し四分、而して一英里四千弗以上收入ある總純益に課するに五分稅を以てせり

ベルモント州に於ては特許、特權を有する諸會社に課する租稅より生ずる歲入は多年の間州政府万端の費用を支辨するに足る程の巨額に上りたりと云

ふ。而して此州に於ては動産に州稅を課せざるが故に此の財源より生ずる凡ての歲入は寧て之を郡及其他地方自治町村費に供することを得べし
 ミンシッピ州に於ては州政府は凡ての鐵道に免許稅を賦課する事なるが其稅法は先づ各鐵道に課稅すべき每英里の稅額を制定せり即ちモビル及び西北鐵道會社の布設せる鐵道に對しては其稅額一英里毎に二十五弗にしてモビル、オハヨ及び其の他の會社の鐵道に對しては一英里百二十五弗なりとす。加之一千八百八十四年の條令によりて實施したる免許稅は一千八百八十六年の條令により更に二割五分を増加したり而して此稅法は凡ての州稅郡稅の代りに採用するものにして其の收入の三分の二は各郡を通過する鐵道線路の里數に比例して各郡に分配するの制規なり。然れども府及び自治市は其自治制の爲め凡て其他の財産に課稅するか如く其の領域内に於て鐵道財産にも同一の稅率を以て課稅することを得べし

ミンシッピ州の書記官ショルヂ、エム、ゴーパーン氏は該委員の質問に答へて下の如く云へり。曰く夫れ鐵道稅は最も能く行はるゝ稅法にして

するに州歳入の好財源に外ならざるべし勿論鐵道會社は一應之に反對すと雖速かに納稅するを常とす云々

此の租稅たるや其稅率常に變更するものなり而して州議會は鐵道の每一英里に對し納むべき稅率を制定す而して鐵道事業の隆盛なるに従ひ自然に變更する總收入に課する分割稅の如く現行の稅法より一層不變なる稅法を設るの得策なるや明かなり

又其他の會社に對する租稅に付きメトリランド州租稅委員の提議したる處は左の如し

第二節 會社

『會社に課する稅法に付き討究の未余輩は下の如き結論に歸着せり。曰く我が現行の憲法の下にありて最も實際に適合したる稅法にして且つ四圍の事情より推して之を考ふるも最も實際に適したる稅法なりと認むるものは蓋しペンシルベニヤ州に行はるゝ稅法即ち是れなりとす。而して是れ其の財政報告書中に於て會社の資本稅と稱するものにして州の許可を得て會社の

占有する特許の下にありて特權を利用し以て營業をなす諸會社の總歳入稅と共に賦課せらるゝものなり

ペンシルベニヤ州に於ける所謂株金稅なるものは其の實株金に課するものに非らずして純益に課するものなり。而して之を徵集するや出來る丈其困難を避くるの方法を以てす蓋し其困難とは通例此の稅法の免れ易きより起るものにして所謂純益に課稅するの困難なり

此の州の採用して好結果を得たる法案は略ぼ下に述るが如し。曰く若し一會社が或る一年間に分配し若しくは公示したる配當金額にして其の資本株の平價に對し六分若しくは六分以上に上るときは其稅率は已に分配し若しくは公示したる配當金の各分割に對し資本株に於ける半厘となるべし。之れを換言すれば會社は配當金の二十分に均しき租稅即ち配當金の五分に均しき租稅を收むることとならんもし配當金を分配せず若しくは公示せざりしとき若しくは配當金にして資本株の平價に對し六分に達せざるときは法律に従ひて株金の評價の各一弗に對し三厘の稅率を以て之に課稅す。而

蒸氣鐵道及其他の會社に課する租稅

して若し會社の收得したる純益にして其株主の間に分配せず負債を償却するが爲め準備資本中に加入したる金額は株主の間に分配したる配當金と見做すべきものにして其稅率を定むるに當りては之をも其計算中に入れざるべからず

吾人は此の州に於てもまた同一の租稅を實施せんことを勤むると雖ども鐵道會社及び銀行に至りては此稅法を以て課稅すべきものにあらず。何となれば吾人は鐵道に對しては已に充分なる稅法を設けたるのみならず右の如き租稅を以て之を國立銀行に課せんとするは實際行はれざるが故なり

各運搬會社——電信運送、特別上等電車及び臥床附列車等の——はペンシルベニヤ州に於ては其毎年の總歲入に對する一分の十分の八の割合を以て課稅す。而して此の租稅は以上に記したる株金稅と共に追加稅として課するものなり

吾人は獎勵す。總歲入稅を課するに當りては先づ電報會社には二分の稅率を以てし電話運送名義保險會社、貯蓄會社、トラスト組合、特別上等電車、臥床附

電車等には三分稅を以てし内國の諸保險會社に對しては一分稅を課すべし。且つ此租稅をして現今のまゝに之を存し外國保險會社の總歲入に對しては一分半稅を課すことゝすべし。是等の租稅は勿論會社の配當金に因りて計算したる租稅に追加するものなり

以上列記したる諸會社に對して特別總歲入稅を賦課する理由は甚だ明白なり蓋し右の諸會社は只州によりて許可せられたる會社の特權若くは其州に於て斯の如き特權を實行するの許可を得たるが故に大なる利益を收得し得るものなればなり。夫れ然り是等の會社は州の人民より巨額の金錢を蒐集し而して保險會社を除くの外は大抵何の競争もなき絶對的獨占を有するものなり。而して他より制限若しくは告訴を受くるの恐れなく彼等の欲するが如く貨錢を定めて彼等の望むが如くに富を作る其中にも比較的些少の資本を以て營業をなしたるものあり運送會社の如きは或る限りある程度に於て鐵道と競争をなすと云ふものあるは尤なりと雖ども之れ未だ真正の競争と稱すべきものに非ず何となれば兩者の營業の性質を考ふるに甲は乙の

營業を侵害することを禁ずも此の如き侵害をなすことあるときは是れ鐵道會社の營業に對し運送會社の侵害したるものに外ならざるべし』

ペンシルベニヤ州に於て行はるゝ純收入及び總收入に課する税法は租税の均一を計らんか爲めに採用するものなりと雖ども以上に論じたる理由を以て見れば總收入のみに課する税法の如く實際に行はるゝものに非らざるべし。

余は若し必要と認むるときは余の同僚が勸告したる所謂總歲入税の税率を増進せんことを望む。而して彼等の主張する一層複雑なる税法を採用せんより寧ろ配當金に課する租税を廢止せんことを欲するなりまた州の内外によりて二個の異なる税率を以て課する諸保險會社税は諸州の實施する所なりと雖ども是れ余の取らざる所なり。且つ保險會社は甚だ有益なる組織にして往々同業者間に競争を生ずる事あるが故に之に對し不當なる重税を課するは得策にあらざるや明なり。素より之に重税を課せんとするの法策を提起したるものなきにしも非ずと雖も之れ決して懲慝すべきものに非ず。然れども諸保險會社に對して重税を課せんよりは寧ろ會社をして一層嚴重なる營業法に従はしめ而して彼等が占有

するの特權の報酬として其契約を成就せんか爲め一層充分なる保證をなさしむるの得策たるに若かず勿論是等の會社は租税の相當の割前を負擔すべきものなり。而して此會社に對しては他の諸會社に對するよりも配當金若くは純收入のみに租税を課するの許多の理由あるなり

法人となりたる銀行に賦課するメーリッランド州の税法は實施の經過甚だ宜しく且つ租税は州政府の手即ち租税委員によりて賦課せらるゝものなり。凡ての株券の實價を計策して而して此の實價より凡ての不動産の評價したる價值を引去り其の殘額の株券の數を以て割りかくして得たる株券の價值は即ち課税すべきものなり。また銀行は其株主の爲めに租税委員に納税し而して株主として支拂はしむ。また銀行は往々地方政府に納税し其税額を配當金中より引去るともりメーリッランド州の税法は凡ての會社の株券及び證券に課するものにして會社は株主及び證券所有者に此税額を支拂しむるとせり。此の税法は何れの處にも採用すべき巧妙にして且つ經濟的なる税法なりと云ふべし。而してメーリッランド州の租税委員は株金及び證券等に課税するメーリッランド税法に付き

左の如く云へり

『動産中の最も價值ある種類に屬すべきものはメモリアルランド諸社會の資本
 株にしてまた諸會社の證券若しくは州の公債なりとす。是等に對し州税の
 關する限りは株金及び公債有無を發見し之を評價し之に課税するに當り何
 の困難もあらざるなり。何となれば此税法は會社をして株主の所有する株
 金の割前に對して納税せしめ證券所有者は其證券に對して納税せしむれば
 なり。然れども内地の會社の證券に對し地方税を徵集するに當り甚しき困
 難を來したるとあり。何となれば右の如き簡便なる税法は會社の證券に課
 する地方税として存在せざりしが故なり。而して右の委員は修正の一箇條
 を提起し其欠を補はんことを建言せり』

夫れ然り未だ法人とならざる銀行に課税するに當りては何れの所に於ても困難
 を感じたり。而して或る州に於ては州立及び國立銀行の區別に付て大に争論起
 りたることあり特にオハロ州に於て著しとす。未だ法人とならざる銀行は僅少
 の株金を公示するか或は全く公示せざることあり而して私立銀行營業者は所謂

未だ法人とならざるものは巧に計策を設けて動産税を避く是れ甚だ不正の事に
 して若し他に銀行營業者に對し一樣に課税する妙案なきときは凡ての銀行營業
 者に迫り其組織をして純然たる會社たらしむるは至當なりと云ふべし。恐らく
 は熟練なる銀行家は私立銀行をして其資本の全額を公示せしめ而して普通證券
 の如く其額に對し課税する方法を案出するやも計りがたし而して國立銀行即
 ち最も善良にして安全なる銀行を獎勵せざるは公共の爲め其政策と云ふ可らざ
 るなり。ペンシルベニヤ州に於けるか如く莫大の利益を取得する營業をなす銀
 行の如き其營業に比例して相當の租税を負擔せしめんか爲め僅少の所得税若く
 は配當金に課する租税を加ふるも可なり。然れども銀行に對し不當の重賦を課
 するは是れ得策にあらざるのみならず國家の經濟上損害を與ふるものなり。故
 に本章に於て討究する事柄と共に已に説明したる自然獨占業に對する正當なる
 處分法を得て配應せざるべからず

第十一章 諸種の動産

第一節 家具税

此の税法を實施するに當りては余は一己人の家に入り先づ道具、皿鉢、美術品及び
 其他の什器の價格を審査し若くは其人に向ひ其の所有物品表を作らんことを請
 求するの煩をなさんよりは寧ろ其の家屋毎年の家賃額を調査し以て其租税の標
 準を立つべし。而して其の家屋の借家たるを否とを問はず蓋し一の住家は必ず
 毎年相當の家賃額を有するか故に容易に調査し得べきものなり。而して此の額
 に二を乗したるものを以て租税の基礎とし不動産に課する税率によりて地方の
 爲めに課すべし是一己人の毎年家賃の價格に對する租税に均しきものと見做さ
 るゝなり。而して人若し己か家に美術品、書籍、其他高價なる物品等凡て夫より所
 得の生ぜざる物品を蒐集するとも右の税法あるか故に其所有品に對し課税せら
 るゝの恐なきなり。且夫美術的の技能を發起し家屋内を美麗に飾裝することを
 獎勵するは甚だ大切なることなり。合衆國に於て最も美麗なる繪畫を蒐集した
 る人はパルチモールのウオリアス氏ならん。今日氏の如き人に對し其所有に
 係る美術館の總價値に課税せんとすの建議を起すものありとせんか其建議は必ず
 万人の排斥する所となりて消滅すへし何となればウオリアス氏の如きは其美

術館を設立し以て自ら社會の恩惠者となりたればなり。氏は自ら奮て人民の美
 術的趣味を高尙ならしめ一層高等なる技能を發達せしめんことを勉めたり而し
 て其結果は早晚社會下層の人民と雖も其感化を蒙るに至るへし
 借料を標準として設くる租税はかの嫌忌すへき糾問的若くは家宅搜索の如き性
 質を帯ふるものに非らざるなり

第二節 或種類の動産を免税する事

余は凡て其の價格を定むる能はざる動産に對して免税することを勸むへし。而
 して斯の種の動産に屬すへきものは抵當物、約束手形、單純なる契約證券及び其の
 他の私有證券等なり。而して通常免税する動産及び大抵は只た不運にして且
 非常に正直なるもののみ納税する動産は全く免税せんことを望む。蓋し狡猾に
 して不正なるものゝ爲めに正直にして不幸なる良民の資財を犠牲にすることを
 得されはなり

斯の種の財産に課税せんと欲する時は一般に負債を免税せんことを望まずんは
 あらず。而して凡ての資産家は我が法廷の裁決によりて州及び地方税を免除す

る合衆國公債に向て負債を契約するに因りて右の如き財産に課する租税を免るゝことを得へし。若し負債の故を以て之を動産より引去るとを許さざるときは——而して免税を防かんか爲め之れ決してメリーランド州の許容せざりし所ならば——之れ法律に服従するものに取りて一大困難を與ふるものなりと云はざるべからず。また租税を一般に賦課せんか爲め凡ての所得に對する税法を設けたることを記應せざるべからず。而して總歳入税は株金及び公債に對する租税を包括するか故に吾人は特更是れに對し課税するの必要あらざるなり。余が觀察したる所にてはメリーランド州收税吏の手になれる報告書は各種の財産は幾何の收入あるやを一々明細に表示せんがために起草せられたるものに非ず。然れどもバルチモールの報告書中に於て余が全く免税せんと欲する財産より徵集したる金額は例令些少にあらずとするも他に比すれば甚だ少額なるの事實を認めたり。故にバルチモール市以外に於て課税する此種の財産高は一層少額ならざるべからず蓋し該市府は此の種の財産の重なる倉庫なればなり。此の問題に付ては充分に論究したるか故に最早贅言を加ふるの要なし。然れども

論者屢々問ふて曰く「此種の財産を全く免税せんより寧ろ二割五分より四割迄の税を課するは得策にあらずや」而して此税率によるも不動産に對し敢て重荷とは云ふべからず」と余は猶豫せず「否然らず」と答へん。第一正直にして助なき人民に對して不正を行ふは宜しからず若し夫れ其制度にして正義に基かば從て國家の繁榮を來すべきは蓋し歴史上万古不易の眞理なり。豈に天啓教の信者を待て而して之を知らんや。第二、一方に於ては此種の財産の僅少なる税表を作るか故に納税者に取りては其損亡甚だ僅少なり何となれば其税表中に記入する者は凡ての動産にあらずして只徵收書に記載したる税課目のみ包括すればなり。然るに他の一方に於ては其正當なる免税より生ずる利益は甚だ大なり之が爲め租税の全制度を單純ならしめ其行政の勞を省略するなり。人若し以上に列記したる動産中の一を得んかため資金を投するに當りては恐らくは其動産は租税を免るゝとを知ると雖も是れ確實ならざるか故に万一の爲に少額なる割増を要求せざるを得ざるなり。例は余若し約束手形によりて金圓を借用せんと欲せん乎貸手は其手形は課税さる。

となしと知ると雖も多分五分利附にて余に貸渡すならん然れ共租税委員は彼の財産を調査するが故に彼は余に向て云はん「此手形は課税せらるゝも計りがたきが故に一分増にて貸さん故に足下は六分を拂はざる可らず」と云ふべし。論し來り余は思はず前論に歸着せり夫れ此種の動産は大抵は實際に免税するものなりと雖も之を免税するより生ずる利益は正當なる免除を行ふ場合に於てのみ充分に普及せらるゝ者なり。是れ皆に學理上より認むるのみならず凡て經驗ある銀行家の親しく實驗する所なり然らば何故に聯邦公債は其實際投入したる金額に對し二分より少き割増を以て賣却するかまたメリーランド州の公債の如きは公賣にて賣下くると雖も直様買手あるは何故そや、是他なし此免税法あるかためのみ。蓋し免税法の爲に利を得るものは貸主のみならず納税者に於ても之が爲め利益を得ると少々ならざるか故なり。或商人の如きはメリーランド州租税委員に向ひ州公債の買占人をして最重税を拂はしめんことを要求したり而して其重税は公債の利子中より前金にて引去られたり、雖れか能く此の要求を駁撃し去るものあるか。若し吾人メリーランド州に於て最も高度の可動性を有す

る此種の動産を法律上に於て免税する時は是れ單に此動産をして此州に流れ込むの傾向を増進せしむるのみ。而して供給大なるときは吾人は一層低廉なる分割を以て之を使用することを得へし此點より論するときは不動産は之とは全く其趣を異にするは明白なりと云ふべし。また他の課税すべき産産に於けるも亦全然其趣を異にせり

第三節 此の免税より生ずる利益の傳播

以上述べたる動産を免税するより生ずる利益の如何に傳播するかを知らんと欲せば管々敷之を論證せんより寧ろ具詳の説明こそ適切ならんと信す。人若しバルチモール市に來り先づバルチモール街より北の方を指しセント、ポール街若くはカルヘルト街に出で市街はづれより田舎に歩を轉ずるあらは必ず先づ數多の家屋若しくは建築中の家屋あるを見ん。是等の家屋は賣家若くは借家にして其價格及び家賃の低廉なることは合衆國の大府中其の比を見ざる所なり。此地に於て一ヶ月二十五弗の家賃を拂ふときは構造と云ひ地位と云ひ合衆國都府中其大さバルチモール市位の都府に於ては五十弗以上を拂はされは得易からざり

ものなり。然らば此地に於ては何故にかく數多の家屋を新築しつゝあるかまた何故に其の代價は斯く低廉なるか。人若し抵當物を免稅するとは是れか原因となすに足らずと愚惟せんか請ふ試に親しく建築者若くは銀行家に就て對話せよ其疑念を氷解すると易々たるべきのみ。若し抵當物にして課稅せられんか貯蓄銀行はメーリーランドに於て此種の動産に出資金を投せざるべし否投する能はさりしは事實なり。而して此稅法あるが爲めに彼等は資金を投せり然れども若し抵當物にして課稅せらるゝ時は現にメーリーランド州に費消する金銭は恰もニュー・ハンプシャー州より近頃三千万弗を他州に流出したりと云ふか如く西方に流出するならん。然らば何人か之を免稅の爲めに利益を受くるやと云ふに其利益は少數人に止まらず施て社會一般の利益となるなり。之を換言せば職工は之が爲り利益を受く何となれば之か爲り職工は職業愈々繁忙となればなり。而して抵當稅は彼に對し直接なる損害を興ふる者なり加之抵當稅を課するときには家賃増額するに至らん。また不動産所有者は各免稅法より利益を受くるか如く此の免稅により利益を受くるなり何となれば之か爲り地價を高むるか故なり。

また農夫は其生産物を賣却するに當り内地の市場に於て利益を收得し商人は賣却によりて利益を得るなり而して金貨は全く利益を得るとも其利益は取て他の人民より大なることならず

第十二章 貯蓄銀行、教會、教育及び慈善事業に課する稅法

第一節 貯蓄銀行

本章は余が嘗てメーリーランド州租稅委員の資格を以て起草したる報告書中の再版に係る一部分に少しく訂正を加へ此に轉載したるものなり。而して其之を轉載したる所以のものは蓋し具牒の討究は却て一層適切なるを信すればなり。またメーリーランド州に就て論じたるとはまた他州にも適用するを得べければなり

夫れ貯蓄銀行は立法部の殊に注意すべきものなり蓋し貯蓄銀行なるものは人民の貧窮、罪惡を豫防し人民をして自個に獨立の民たらしめ而して社會の富を増加し以て人民生活の度を高むるものなり云は、文明輸入の代理店の如きものなり

貯蓄銀行、教會、教育及慈善事業に課する稅法

三〇四

か故に政府は正當なる方法を以て之を保護せざるべからず。若し夫れ凡ての資本にして貯蓄銀行に預けざるべきは恐らくは資本の大半は古財布若しくは箱底に秘藏せらるゝか然らざれば全く無益に消費さるゝならん。我が南部の諸州に於ては貯蓄銀行は悉無の有様なるか故に之が設立を奨励するは今日の急務なりと云はざるべからず。夫れ貯蓄の大半は自ら其身を顧慮する能はざる地位に立つ助なきもの若しくは文盲なる人民によりて貯蓄せらるゝなり。かの貯金高一千六百万弗に上りたりといふ有名なるパルチモール最大貯蓄銀行の頭取は其銀行の貯金高の九割は此の種の人民の貯蓄したるものなるを計算したり。而して貯蓄者の中六割は婦人なりと云ふ。而して之に關しては二個の害患の厚く注意して避けざるべからざるもの有り一は課税に由りて貯蓄銀行を壓倒するの患にして他は即ち重税の爲め資本のメーリヲランドを去りて西方の地に流轉するの患是なり。若し夫れ三千万弗の資本にして一朝吾地を去るが如きこと有りとせんか是頗る吾人に取りての不得策たるべし。然るに資本のメーリヲランドを脱するの甚だ困難ならざるを懐ふときは吾人は多々益々注意して能く之に備ふる

所なくんばあるべからざるなり

此等の銀行に在つては役員の事を執る報酬の爲めにするに非ずして其事業の實に慈善的たることは深く吾人の記憶せざるべからざる所なり

嘗て是等銀行頭取等は公益を理由となし預金免税の事を唱道せし事あり又或は無税抵当物件は代へて隠掩し得べからざる一口百弗の預金に對する仕拂利子は直ちに之れを六分利附の本金に直し普通の割合を以て課税せらるべきの議を提供せし事あり。孰れの方策に依るとするも兎も角も現行法律が預主の爲めに規定するよりも尙ほ一層嚴重なる保険をば此等銀行の管理者に求め以つて及ぶ丈け禍機を未萌に防かしむるは正に適當の事たるべし何んとなれば貯蓄銀行の失敗は恐るべき禍にして懈惰投機不正の行爲の如き彼等の懺悔を償するに餘あるものなればなり。而して茲に今現行法律よりも尙ほ一層嚴重なる保険云々と云ひし所以のものは蓋し吾がパルチモールの諸貯蓄銀行は法律に依らず其隨意より相應の保険法を行來りたる事實の信すべきものあればなり。又其の保険法規の必要なる所以は凡そ此種の銀行を支配する法律にして極めて其報告及其他保

險法の廣布を嚴密にし以て銀行をして絶對の責任を負はしめんと欲するには禍
 機未だ到らざるに先ち豫め以て處する所なかるべからざればなり。更に富豪の
 長者をして此等の銀行を獨り不正に濫用せしめざる爲めには毎一人の預金額に
 制限を定むるも不可あるとなし。又官許法或は其他の方法に由りて無責任なる
 奴隷の類むべからざる銀行をば創立するの弊を防禦するは望ましき事なり。ニ
 ユーロチーク其他の地に於て斯かる不安定なる貯蓄銀行の測るべからざる大損
 害を蒸成せしは其例既に乏からず。然り而して課税法に就ては縱令余は預主の
 或者は富有の人たり或は又富家の子弟たることを容易に肯諾するにも拘らず重税
 (或は今日の税額より高きも)主張論者とは到底一致するを得ざるなり。而して余
 は一方に於て吾が貯蓄銀行に於ける預金の多大にして又益増進しつゝある事實
 の説明に關し印行書の虚張過大たることを亮知するも他方に於ては其の無量の利
 益あるとを信ぜざる人は預金事業の行動を親知せざるものたることを言ふを憚ら
 ざるなり

預備中央貯蓄銀行(プロギデント、アンド、セントラル、セービング、バンクスの總理な

るフランシス、テイ、キング氏の懇誠に由り余は茲にバルチモール貯蓄銀行の善
 良なる功績に關し其統計を與ふるとを得たり乃ち茲に氏の惠贈せる書簡と圖表
 を掲げんとす

親愛なる博士イ、ワイ君閣下 余の爰に君をして左の事項を知らしむるを得
 るは大に其の悦ぶ所なり。但し圖表に列記せるバルチモール、イタウ及中央貯
 蓄銀行を除くの外其他は皆大戦以前の創立に係るものなり

第一 當市に於ては十箇の貯蓄銀行あり

第二 預金は都べて十五万千七百七十二人にして其内郡(カウンチーズ)教會及慈
 善會に屬する人々并に同時に數銀行の華客たるものを差引けば其數九万五千
 に減し隨つて又預金總額も之れに順應して減少すべし。而して預金平均額は
 左に掲ぐる金額をば變ずるとなかるべし

第三 預金平均額は二十九万七千二百九十七弗七十五仙なり

第四 利率減少して三分に下りしより稍貧窮なる預主の數は殆んど九割とな
 り其の預金も亦同一の減少をなせり。現時に於ては多額の預金即ち三千弗以

上のものは頗る尠少にして是等の多くは少貯金を積立來りし舊來の預主に屬せり。是れ其の斯くの如き所以のものは利率低減以來は稍多額の預金多くは皆小銀行に移易へられたる故なり

余は又國民銀行及州立銀行に於ける割引手形及預金の統計をば與へて以て君が比較の資に供せんとす

- (一) 國民銀行及州立銀行の數……………二四
 - (二) 資本金……………一三、七八八、七六〇、〇〇
 - (三) 個人の預金……………二一、六七七、二八六、二四
 - (四) 個人的預金の數(見積り)……………二一、一四二
 - (五) 預金平均額……………一〇、二五三七
 - (六) 他銀行合衆國政府の預金……………四、二三四、六七六、〇〇
- 退申 貯蓄銀行に於ける預金の六割は婦女が其自名を以てし或は其夫婦と聯帶して預けし所なり

バルチモールに於ける貯蓄銀行統計表

一千八百八十七年十二月三十一日	預金の口數	現在の預金額
バルチモール貯蓄銀行	四七、二七〇	一六、三二〇、三三七、一六
イノータウ貯蓄銀行	二八、二三八	八、九一三、七五二、六一
中央貯蓄銀行	一二、六五八	二、五九七、四七五、二七
メトロポリタン貯蓄銀行	二、九四九	一、四三〇、二〇二、八八
日耳曼貯蓄銀行	二、四三五	九、二七三、〇七、八三
メーヴィーランド貯蓄銀行	一、四一五	四、二六〇、六七、五八
プロギアント貯蓄銀行	五、四二一	六、六九九、七、六六
ホップスキンスプレイス貯蓄銀行	九八〇	一、一〇、二二六、三五
ブロードウェー貯蓄銀行	二、六〇一	三、〇一三、五、八一
ポールドー、ステート、貯蓄銀行	一一、二〇五	二、二一九、三、七〇、八
合計	一〇五、一七二	合計三一、三二五、五五六、二三

貯蓄銀行、教育、慈善事業に課する税法

各預主の平均預額 二百九十七弗七十五仙
 何れの銀行も安全の一事を以て其箴戒となさるべからず利率の高下如何の如きは必竟第二乗の問題なりとはキング氏の一言寔に肯綮を得たりと謂ふべし

第二節 教會堂

教會堂に課税するの適不適は社會の公益に關する廣汎なる理由によりて論決せざるべからざる問題なり若夫れ其免稅は果して一般の安寧を揚進するに足らん歟其の免稅せらるべきや固より其處たり
 爰に二個の問題あり曰く教會堂は果して社會人民の智識的道義的經濟的の感覺を發達するに足るものなる乎曰く若し全く宗教の爲めに使用さるゝ財産をば課税の外に置くときは爲之弘教の行動をば保助するに資ある乎の問題是れなり。
 カルフォルニア州を除くの外諸州の此の二間に答ふる所は孰れも皆積極的ならざるはなし。余は固より一方に於てはカルフォルニア州に於ける現立制度の變革を唱道するに非れども然れども亦メリッランドに於ける舊慣習の變革を希はんと欲するものにあらず。而して余か意見の有る所は實に左の同僚の起草に係る

報告書中の數行の間に在り曰く

現行法律によれば拜神用の建物に屬する地所は收入を生せざるもの(其租税を免れ居れり以是バルチモール市に於ては廣く地所を買入れ又は其邊陲に教會堂禮拜堂を築くも其の繞邊の財産其進し教會堂の所屬なる空地の價大に増昂するに至る迄は其の買入れたる地所は全く租税を免れ又其建物も經費を要せずして建設するを得へし。是れ奇特なる教會員は其意好を満さんが爲め或は又職に傳道に在るものは其心の慊快を得んか爲め孰れも自費を以て高價を擲ち莊麗なる財産を買入るへければなり。然れども宗教的團體は素と社會公衆と均しく土地所有の安全を冀ふ爲め州郡の行政廳に向ふて同一の租税を拂ふとあらざる故教會傍近の改良によりて地價の昂騰する場合に其の富を増加するの權利ありと主張する能はざるや固よりなり吾人は拜神用の建物及之れに必要な地所詳説すれば今日收稅官吏の法律解釋法及其の弊害より考へて吾人が最も適正ならんと決する建立の兩側十呎の地所を除くの外は寄贈物及其他教會附屬の財産に課税するとあるも尙ほ決して不正當ならざるべきを信じたりと

第三節 教育及慈善的事業

三二二

人民共同の建設に係る大小學校の財産に課する租税を檢するときには余は俱に同じく租税事務に干與せる同僚の勸諭に向ふて承諾を與ふるとを憚るなり蓋し純稅者に利益を與ふるもの未だ此の免税の如く大なるものあらざればなり。然れども若しメーリーランド州にして其の青年に完全なる教育制度を供すると宛然ミシガン州の如くし下普通の學校を始めとして上は漸く進んでミシガン大學の如き宏壯なるものを建設するにありとすれば恐らくはカルフォルニアと同じく私立事業に課税するも敢て不可なかるべし。然れども斯かる制度を定めんと欲するにはメーリーランド人民をして連年五十万弗を拂はしめざるべからず而るに今日に在りては此等の金額は彼等の藏めて出さざる所なり故にメーリーランドにして公立制を以て完全なる教育を其の青年に供ふるの決心あるに至る迄は今日方に致々として此虧缺を補綴せんと勤め由て以て社會に無量の利益を與へんとしつゝある人々に課税せんとは甚だ憐れなる政略と謂はざるべからず。ワシントン・マッコ・ファーソンの二人は公私の文書に於て幾回となく高等教育の必

要を論し人民の安寧及自由にして善良なる社會組織に其の荷も缺くべからざる所以を痛言せり。ワシントンは常に巨大なる國立大學の利益を説いて國人に勸め婉々曾て止むことなく既に或大學の創立さるゝ時の如きポトマック會社に於ける其所有株券を寄贈して以て其の賛成を表するに至れり。一千七百九十五年三月十六日に於ける書簡に於ては彼は其の提唱に係る國立大學に就て述べて曰く是故に一般教育法の合衆國に採用せらるべきの機は今や既に來れり何んとなれば社會公私の生活上獨り其必要を感ずるのみならず又若し聯邦の一が其他に向ふて癖見を抱懷し双々相争ふを憂へば其弊を救済するもの唯諸州の青年を擧げて之を一處に集め交際を自由ならしめ互に其感念を戦はしめ以て其心に眞理慈善及交互の親昵を得せしむるの良きに若かさればなりと。更に又其の告別演説に於てはメーリーランド人民の其肺腑に刻銘して愆なき數語あり。其辭に曰く以是第一乗の目的として智識播藝の法を發達せしめよ政治組織の輿論を重んずるに從ひ輿論は倍々研磨されざるべからざるなりと。マッコ・ファーソンは嘗てヴォルマニヤに於て小學より大學に至る迄の完全なる教

三二四

有制度の制定を主張して小學のものたる高等學校の存在保助によりて鼓舞せられ誘導せらるゝに非れば到底唯可憐無用の長物たるに過ぎずと云ひしとあり。是れ寔に正當—吾人は凡べての経験に徴して其の正當たるを知る—の見解なりと謂ふべし。而して彼も亦華盛頓の如く教育制度に就ては他の部分よりも大學の事に一段活潑なる盡力をなせり。ゾオルヂニアの總集會報告に由れば彼れの意に出で、諸人の皆賛同連署せる教育案—好し彼れ自らは草文の局に當らざりしにもせよ—に於て吾人は下の如き彼れの數言を發見す。曰く輿論は政府の基礎として頼まれ政府は唯輿論の機關として働く所の自由國に在りては輿論を研磨して之れを發達せしめんとは蓋し決して忽諾すべからざるなりと。ゾオルヂニア大學創立の舉あるや彼れ又大に論ずる所ありて曰く斯かる事業の利益は實に廣大無量と謂はざるべからず夫れ今日の實際を觀るに吾が青年の大部分は皆州外に負笈し時としては又た合衆國內をも去つて遠く身を天涯萬里の外に寄せ以つて學術を研修し或は其職業の上達を勤むるものあり而して之れが爲め年々海外に輸出する所の金額は實に尠少にあらざるなり。如斯吾國青年は未だ能く

其判断力の實熟するを俟たず既に其國と離去するを以て其の他國に於て涵養せられたる習慣學修せる議論は往々にして本國人民と相異ならざるを得ざるは亦已むを得ざるの次第なり。而して彼等は其兩親及祖先の習俗主義の間に養成されざるを以て版來の後其の生土に對する稍外人の趣きあるを免れず經世家たるもの豈深く青年教育の如何に密接に社會盛衰と相關し須臾も相別つべからざるとを考へ且之に處する所なくして可ならんや。蓋し教育の事は愛國の一點より云ふも將た國家利害の點より考ふるも政府の必ず執て以て盡瘁せざるべからざる高尚嚴格なる一の義務なりと。斯くてゾオルヂニア大學は愈創立せられ今日に至りては其州の之が維持に費す所のもの一年四百萬弗の巨額なりと云ふ。ワヨンス、ホップスキンスの惠金によりてパルチモールに設立されたる大學の旨意は能くワシントン、ワエプアインソンの所見と符應すること合衆國中他に比類なき所なり。抑も此の大學は各地の青年をば鳩集し愛國の感念を一結ならしむるものにして。國內に於て吾が青年の高等教育を司り彼等をして生土の實際に疎隔せざらしめ以て能くワエプアインソンの青年の感慨に應ふるもの蓋し此の大學に若

くはなかるべし。但だ高等教育の常として終局の報酬甚大及ぶものあるなしと雖も之を狭義より考ふる時は究竟損耗たるを免れざるを以て此の大學の如きも亦其の謝金として學生より徴收する所のものは爾來其の經費の十一をも填すに足らざりし。然るに今此等の事業に課税し其進歩を妨ぐることをあらん歟是れ其の實益を時傷するものと謂はざるべからず。何となれば斯る事業は天稟の英才に豊かなるも不幸にして貧困なる青年子弟をして奮秀の人となり社會の恩人たらしむるに大に與つて力あるものなればなり。借問す吾が高等學校の學費をして頗る巨大ならしめ以て富人をして獨り専ら之れに就くを得せしむるが如きは果して立法部の望む所なる邪是れメーリーランド州に於て行ふべき事なる邪。二三の操縦紳者流は或は學生に恩惠を與ふることを廢し授業料を三倍となすも更に憂ふる所ならざるべし。然れども營々として恪勤怠りなき實着の人民に至りては果して之れを望むべき邪青年の爲め取て大學を供することなく若し之れを設立せんと企つるものあれば却て之れに課税し以て連邦諸國中に無羨の商名を博さんと欲するが如きは果してメーリーランドの冀ふ所なる耶

病院も亦金儲の事業として取扱はれたり然れども是れ決して今將さに開創に垂んたるホッブスキンス病院設立委員の旨意にはあらざるなり。好し假令又然りとすも此事業の利益も豈亦千万を積むの人獨り之を享受するの理あらんや。蓋し之れに課税せんと欲するものゝ如きは吾が國立學校制度を目するに割烹店を以てするものゝ陋見のみ

茲に余が劈頭先づ此等二箇の事業をば掲來りし所以のものは其の最も多く之れを親知するを以ての故なり然れどもメーリーランド州の著しき名譽として世に知られたる此他の慈善的事業も若し課税さるゝ如きとあらば其の遂に破滅に終らんは當に此の二事業と異なるとなかるべし何んとなれば其の旨意となす所決して金儲ならされはなり。而して之れと同時に思出さるゝにプラット圖書館ビイホア一會及吾が美以教會の同胞等が今や設立に着手せる婦人専門學校なり。此等はメーリーランド州に世の青年を招致し且屢々其一族をも伴來らしむるものにして其の利益たる當に吾人の之れを享有するのみならず更に又此州をして南北人民愛好の樂住たらしむ是れ實に吾人の誇高すべき名譽なりと謂ふべし。然

れども若夫れ一旦之れに課税せん歎吾か州今日の歎樂況は驟つて寂寞陰鬱なる見世物に一轉するのみならず亦將に連年幾百万弗を國外に脱出し爲めに吾人は税礎の低下するによりて納税の負擔を加重するの己むを得ざるに至り國內の人皆其損耗を蒙らざるなく殊に他州人の此州を慕來りしものを目的に營業せる人々は落魄零丁遂に復見るへからざるに終らんとす

第十三章 租税の實際に關する詳細及行政機關

州及市府の歳入に關係ある行政機關は一國に於ける一般行政中須要なる一部分なり讀者此問題を究めんと欲せば別に又行政の書に就て考ふる所なくんはある可らず。然り而して本章の首に掲げたる題目に關し餘蘊なく茲に之を論悉せんとは到底能ふべきにあらざれば余は唯二三の一般原則を掲げて讀者の注意を煩はすとし而して更に市府及郡(カウンチー)の課税法に就て詳説する所あるべし前論の理由により地方税に關する官吏と課税に關する官吏とは劇然相分たざるべからざるや明なり。即ち前者に委するには不動産課税の任を以てして地方行政權例せばオハヨウ州の郡政檢閱官カウンチー、オウヂトルの如きもの、監督の

下に其事務を扱はしめ而してバルチモールの如く郡中に存せざる市府に在りては唯其行政廳のみをして不動産の課税及徴收を扱はしめざるべからず。又新約アラバアルフピア等の如き大市府に在りては全く市郡を別たす其の租税行政權を均一ならしむる可きなり。斯かる市府に在りては故らに郡政廳の存せしめて其功益する所甚だ鮮少にして余は其の不存の故を以て却てバルチモールに純粹なる利益ありしとを斷言し憚らざるなり。然り而して州及郡の行政は各單獨唯一なる有責首長の督權下に屬せしめざるべからず。若し如此首長なからん歎是れ州民の不平を惹へて止まざる所にして吾人は夙に之れを實際に觀察せり。故にオハヨウ州の政檢閱官(ステート、オウヂトル)又はヨルヂアの總監督官(ゼチアル、ユントローラー)の如き大権者は行政機關の行用を良好ならしむるに必要なるものにして郡政廳に如此者あるは不動産税の賦課能く其普遍を得て困難を惹起さるる所以なり

財産税は常に自由賣買に於ける真正の賣價に基て賦課せられ決して公賣の如き強制品價法に由らしむべからず。若し然らざるときは爲めに行政權濫用の途を

開き不正の導をなすや疑なし。而して其の何んが故に然らざるべからざるやの理由は余請ふ千八百八十六年に於けるイリノイス歳入委員會の説を借來りて之れを説明せん其説に曰く

三三〇

「法律は凡べての財産に課税するに正當なる價格によるべきことを期望せり。然るに收稅官吏は之に循ふべきを誓ひしに拘らず其の實際に於ては却て遙かに法律か要する所に逆へり彼等の不動産を扱ふや一般に價格の三分の一或は又其以下に見積つて之に課税し特に動産の如き更に之れより甚しきものあり。而して其減價法若し均一ならば以て姑く恕すべしと雖も然らざるを以て其の惹起す所の弊害は頗る尠少にあらざるなり。即ち收稅官吏は法律を蔑視して依る所もなく制せらるゝ所もなく唯自家の轉變極まりなき判斷に是れ循ひ納稅者の財産價格を低減して之に告ぐるも亦唯其儘に任せり之れに就ては州稅賦課の割合不法なるの弊を刈除せんと欲する各地方の要願の如き既に低價課税の實際今日に行はるゝを説明するに足れり。而して此傾向は低價課税法は稅額の割合減少と相伴ひ全價課税法は納稅額を増加するものなりと云ふ感念の爲め尙ほ其の勢威を増

進せり

委員會は本問の檢究によりて不平等なる租稅賦課は低廉品價法の爲め尙ほ其の甚しきを加へたるを悟了せり

品價法の不公平甚しきや一に多くして一に寡く以て殆んど彼此の財産價格をして多寡相償ふに足らしむるを以て少數價格の如きは常に其課税を免れ又價格の實際よりも低廉に品定せられたるものは財産所有主をして好し其價格は隣人の財産に比して稍高價に積もられたるも尙ほ口を緘して不平を愬へしめざるの禁止令とされり。即ち彼れ財産所有主は其の財産の品價高きに過ぎたるを愬ふるを得ず而して又隣朋の財産過廉に品價されたるを知るも交誼の責むる所仁恕の勸むる所遂に其不平を鳴すに至らず」と

第一節 宣誓

宣誓に關しては先きに已に條を容れしとありと雖も吾人は更に改めて復之を論ぜんと欲す。普魯西に於ては租稅上には宣誓を用ゐるとなく英國も亦格外の場合にあらざんば曾て之れを要するとなし即ち取得稅の如き其報告に納稅者をし

て署名せしめ余は云々に就て宣誓すと云ふの定式を行はしむるが如き是れなり。而して若し宣誓にして虚偽なるときは必ず其罰を正ふし税額の三倍と二十ポンドの科料を以て之れを罰せり

イリノイス歳入委員會は嘗て宣誓に就て説をなして曰く個人によりてなされる、助産の課税法に關しては吾人は助産記載簿に宣誓せしむるとも到底其の隠匿を防ぐに由なきを信ぜしが故に斯かる要求をば廢除する事と決せり。吾人の信ずる所によれば斯かる要求は却て人の其心を阻害し社會道徳を墮敗せしむるものにして必竟偽證學校を設け法律を以て其の發達を奨促するに外ならざるなり特に清淨潔列の良民をして宣誓せしむるが如きは唯徒らに其の財産報告に無用の禮左を附加せしむるものたるに過ぎざるべく又正直なる納税者をして其の常に服膺せる義務の他人の遵守する所たらざるを思知らしむるが如きは頗る不其の事にして壓抑も亦甚太しと謂はざるべからず况んや斯かる要求をなすも一たび隠匿せられたる財産の未だ曾て捕獲されたるとあるを知らざるに於てをや。吾人が斷然宣誓を一廢し而して之れに代ふるに偽報告をば必罰假すなからんとを

以てせし所以のものは抑も是れが爲めのみと

由是觀之財産報告に宣誓を廢除するは一般に其道を得たるものゝ如し。然れども時としては租税官をして其隨意により之を要求せしむるとなかるべからず收税官及課税官の如き一年以上の長期間其任務に當る役員は極めて其人撰に注意すべきと言を俟たず。夫の文官登用規則によりて任命するは郡稅廳長州稅廳長の如き凡べて投票を要する役目を除くの外今日尙ほ諸の任命に適宜なるものなり。而して此等の長と雖も亦當該高等官によりて任命され其操行にして苟も不善ならざる間は續任せしむるを可なりとす。抑も官吏の其職を得其地位に安んじ其獨立を保持するは財政の運行をして其美ならしむる須要條件にして又名譽職として無俸給を以て公民の多數をして行政に參與せしめ有俸官吏と共に事務に當らしむるは望ましき事なり。即ち夫のパルチモールの習慣として經費の公債により償はるべきものは必ず人民の批准を俟つが如きは民主政治の良道風にして頗る嘉贊するに堪へたり。而して此の順みて民意を問ふの事は關戰ンフ、レンダムと稱せられ夙に瑞西に於て其果を奏せし者にして其使用は疾く吾州市

にも擴張せらるべきものなり即ちフエラアルフヒヤ瓦斯事業の如き公有財産の處分は必ず人民の意見を以て之れを定め決して政廳一個の獨權に出づべからざるなり。蓋し斯かる方法を規定するは社會を脅掠する諸種の惡策をして其最後の去就を決せしむる最好の一計なり

第二節 明年の經費は今年に於て豫め徴收せざるべからず

メーリリーランドに於ける郡政廳の多くは大抵皆徵稅の目的放漫にも過去の經費に充つるに在るを以て常に納稅凝滯の弊習を生じ爲めに實際の經驗ある有識官吏の非難する所なり。然れども是れ頗る不可なり明年の經費は其の豫算額によりて豫定し以て今年稅收せざるべからず

第三節 租稅速納の割引

此問題に就ては余はバルチモール市稅委員會の報告文中より抜切し來つて陳ふる所あらんとす。而して此の撰文たる余が平素の所見も亦其中に包含せるを以て余は更に其言説を重ねるの必要あらざるなり報告に曰く

「然れども第三十五條及第三十六條は必要なる改正條規と謂はざるべからず。夫れ熟之れを往年の有様に觀るに毎年其一月一日に至るも未だ租稅の收納に至らざり而して爲之敢て一の責罰を具ふるとなく實際又政廳も其收納をば此の以前に促迫すると能はざりし。抑も此事たる古來の宿弊にして其不便なる疾く既に人の感知し得べきものなりしも遂に其の久しく非難を免れたるは寔に怪訝の至りと謂ふべし。何となれば何人も其年の終末に至らざれば租稅を納むることなきを以て爲めに市廳は財政上の必要に驅立てられ一時の負債を起して以て其の時々費用に充てざるを得ざればなり

然るに一千八百三十五年に至り時の市廳收稅官エフ、ジョー、ダラム氏は其年報中に一説を提唱して曰く時期を誤らずして迅速に租稅を納むるものには納稅の割引を許して其速納を奨むると恰も他市の如くにして而して又地方に於ては一定の期日に至つても尙ほ未だ納めざるものには其稅額に利子を附加して之れを罰すべしと。此説たる尋いて一千八百三十六年第六十二號布達を以て愈實施せられたり。於是バルチモールに於ては速納割引法始めて行はれ例年一月一日後に亘

三二六
 つて滞納する者には年利六分をば罰納せしむるとはなれり。此の方法は今日に至る迄其効力を保持して敢て潰敗するとなく度々論難に會し批評に逢ひ或は實せられ或は駁されたとあるも遂に未だ廢止さるゝに至らざりしなり。吾人の考ふる所にては速納割引法は正義上政治上其の宜しきに協はざるものなるが如し。一千八百四十四年就勤の市收税官マエー、ビー、セイデンストリッゲル氏嘗て論じて曰く。是れ納税者に向ふて只其の義務を踐行せるの故を以て分與金(ボナス)を與ふるものたるに過ぎずと。左れば英國に於て其政の名ある多くの市府は舉つて皆此法を廢し又假令然らざる一二の場合あるも皆極めて其割引額をば僅少に減下せり。ホストン課税官長トーマスヒル氏曰くホストンに於ては余の知る所によれば二十五年以上も割引法の採用せられたるとあるを見ず蓋し是れ地方任意の事柄なればなり。此の方法を施行する處は其の能く永續せざる故を以て屢々世上の物議を沸湧せり特に政廳は貧富の區別なく皆之れに課税するも該法あるが爲め富裕者獨り利益ある地位に立つの不公平あり(余は寔に正當の理由なりと考ふと云ふの一點に於ては大に世論をして噴噴ならしめたりと)

一千八百八十四年に於て速納割引の爲め租税の減少せるものは九万〇九百六十七弗十九仙にして其の最も甚しかりしは實に一千八百七十七年に於ける十九万二千八百四十四弗〇八仙なりとす。而して輒近十五年間の有様を檢するに何れの年に觀るも其の七万九千弗より少なかりしは未だ嘗て之れあらざりし。勿論此不足額は之れを放棄して敢て處する所なくんば爲めに金庫收入の虧缺を來たすを免れざるを以て常に其補償手段をば運されたり即ち租税の徵收を豫定するには豫め其年の割引缺額を算用し以て税率の高下を定めたるなり。是故に吾人は速納割引法の廢止されんとを望まんと欲す。而して毎年市庫の缺乏極めて其の永きに亘らんことを防がん爲めには更に一法を講じ以て處する所なかるべからず即ち第一號令に於ける第三十五條及其の第三十六條は此の缺乏を補ふ所以の者たり。又租税の負荷をして限ある資産の人々に困難あらざらしめんが爲めには別に割策する所ありて一年の租税をば四月十五日七月十五日十月十五日及翌年一月一日の四納期に分別し以て納税者をして各其の便宜に従はしむると規定せり。蓋し此の方法によるるときは割引法を採用せざるも以て能

三二八
く市廳をして何時も財政の逼迫に苦しましめざるべく而して又今日の如く或る一定の時期に於て租税を納むる能はざる人々には納税上特に其便利を與ふるに足らん歟

第三十六條に於ては割引の報賞を懸けて速納を奨むる從來の慣例に反し若し滞納するものあるときは一月納税額百分の一の科料に伏せしむるの法を設け以て其の納税の誤なからんとを計れり。此他滞納租税の強制處分に關する現行法律及命令の如きは敢て之を改むるとなし唯收税吏にして命令に反し定期に至るも其義務を果さざる納税者あるを知りつゝ黙過するが如き事あらんを憂へ免職の制裁を定めて其の惡を戒めたるのみ」と「市委員會の報告拔文此に至つて畢る」人或は曰く市府の郭外に生活せる人民は其田圃の收穫を賣却して一年只一たび其收入を享受するが故に凡べて農産に關係ある人民の爲めには一時一回に納税せしめんと眞に其便利ならん。夫れ然り若し四期收納法による何等の必要徴かつせは法律を變改せざるの優れるに若かさると固より繁々を要せず然れども余が茲に四期收納法を擇取する所以のものは其意抑も直間兩税を類別せず只た

之れを混一し以て少しなりとも便利ならしめんとを計らんと欲するに在りて存すればなり。四期收納法はサペンナに於て行はる其警察長ゼテラル、アンダーソンの余に告ぐるを聞くに人民は爲之甚大の便利を蒙りしと云ふ。蓋し中等或は下流社會の人民に法律の效果如何を觀察し其説をなすもの警察官に過ぐるなきを想見すれば氏の所説の肯綮に適中せるや固より疑あるべからず。之れと均しく租税廳の長なるメーシャル、ハーデーも亦嘗て余に告ぐるに此法によれば一年の間勤勞の分配其の宜しきを得るを以て何等の不便なく又此制規以外に一人の役目だも之を要するとなきを以てせり。而して彼は又實に此法によれば其の分期收納たるの故を以て收税の困難極めて少く爲めに積極的利益あるとを贊賞せり

カナダのクエベックは四期收納法の行はるゝ處なるか其人民に與ふる便利に就ては皆同一の證明を供せり。聞くクエベックの貧民は租税官吏に煩困を與へ又は納税を遲滞せざると遙かに富民の上在り。又此法は獨逸の市府に在つては一般に採用せられ頗る利益あるものゝ如し共和政治の米國たるものゝ其人民を取扱ふ

三三〇
豈帝政の獨逸よりも等閑にして可ならんや。見よバルチモールの細民は一期收納法によりて納税するの困難を懇へ又其結果として慙むべき場合の數々紛起するは吾人の時々見聞する所ならずや

市會(バルチモール市會)の決議に係る此の改正法に就ては租税廳役員の反對往々吾人の耳朶に傳聞せり。然れども余は彼等バルチモール市民の公僕の勤恪若實なるを充分に信知すると寧ろ他人の上に出でたるにも拘らず余は政廳建立の張本者たる人民の大部分間に行はるゝ抗すべからざる不平あるを見ては決して眼々其眼を緘するに堪へず。又余は自らを説伏し租税廳吏の願望をして納税者願望の上に位せしむると能はざるなり。而して若夫れ此法を採用するが爲め役員の數に不足を告ぐるが如きとあらば更に之を増備するも可なり三四を増加せば事即ち充足せんのみ。故に余は他く迄も千八百八十六年に於けるバルチモール委員會報告の説と膠着し此市をして分期收納の市府たらしめんと欲して止まざるのみならず更に進んで他市に向ふても亦之を勸めんと欲するなり。然れども余は敢て茲に郡の收税期に關しては容喙する所あらざるなり。此等の地

に在りては少くとも一年一回を缺かず極めて其回數を多くし以て納税の迅速ならんとを期せざるべからず

次に掲載せるメイリランド租税委員會の報告文は各地の政廳に於ける課税法の三四の要領を示すものなり。此の問題に關しては委員は極めて精核確切なる思考を盡したるものにして其の所計の如きは各州各市唯其の必要に應じて斟酌調味する所あらば之れを行ふて頗る善美なるものなり。但し左の抄録文は稍變改する所あり讀者之れを諒せよ

第四節 郡廳の稅政組織

此州に於ける各郡の財政長官は兼ねて又其の課税局の長官たるべし長官は各年十二月一日以前に各三收税區に二人の課税官を任命すべし若し收税區數の都合により三區づゝに區劃したる後尙ほ二區の殘剩之れあるときは特に爲之一人をば増命すべし他の場合に在りては一人たりとも増命するを得ず。然れども若し或郡にして數撰舉區に分裂し居らざるときは郡務委員は適宜の數課税區に之れを分割すべし然れども其課税區は決して撰舉區と接近せしむべからず而して長

官は各年十二月一日以前に此等の課税區三個に當て二人の課税官を任命すべし。長官は明哲の事由によりて其の任命せる課税官をば免職する重大なる權力を有すべし。課税官の任命は政治主義の如何に關すべからず一千八百八十八年に行ふべき課税官の任命法は其總數の各三分の一をして一ヶ年二ヶ年三ヶ年の就職者たらしむべし其後の課税官は免職さるゝの外各三ヶ年の間其任務を勤続せしむべし。然れども死去辭職免職或は其他の事由により缺乏を生じたる場合には長官は新たに任命を行ひ以て其の殘期の役務に當らしむべし。各郡に於ける諸區の課税官は長官と共に其郡の課税局を組成すべし長官は各年十二月課税官を囑集し適宜に期日を擧定し課税官をして其義務に關する法律をば聽聞せしめ又其職務に就て教誨する所あるべし。而して特に彼等に訓諭して凡べて財産の價を品定するには極めて其正價に基き決して根切倒しの安値によらざらしめんとを務めざるべからず。又彼等は頭を集めて其職務に就き相共に協議すべし。

長官は各年一月に於ける三週間に毎週必ず一回づゝ其郡に於て發行さるゝ二

種以下の新聞紙を以て(若發行の者なきときは其郡に行はるゝ新聞によるべし)取ねて渡置きたる財産報告式紙に記載署名して二月一日迄に其所屬區の課税官に反送すべきことを二十一歳以上の人々に告知すべし。尤も毎回の廣告には郡内諸區に屬せる課税官の關係せる郵便局名を明示すべし。又長官は各年一月一日頃此法律に定めたる財産報告式紙をば印行せしめ課税官に渡置くべし。各課税官は各年一月十日以前に所屬區の租税帳簿に記名ある人及凡べて其區に於て住處氏名の明知せらるべき人には此條項に提表せる財産報告式紙をば郵便を以て送届くべし。各式紙には明瞭に課税官の氏名及該紙の反送せらるべき郵便局名を筆記或は印行すべし。財産報告式紙に財産記載の誤謬あるを知りつゝも之れに署名せるものは輕罪を以て之れを論し審判の後一年より短からず十年より長からざる禁錮に處し其罪を懲戒すべし。

若し此の條項に従ひ財産報告を送致せざるものあるときは課税官は其の可稅的財産及収入額を取調へたる後全金額十分の一の料料を増收すべし。尤も增收の

事は反則者に向ひ報知せざるべからず。然れども若し反則者其の年の五月十五日以前に於て其不送の原由に關し正當の説明をなして増収金の返戻を請願し同時に完全なる報告を供出するときは財政長官は其請願に應ずるの權あるべし。各郡の課税官は毎週一回長官の在勤廳に會し各其の調製せる財産價定簿を差出すべし。各價定簿は全會の檢閲に附して修正せられ彼此相違の廉あらば均正せらるべし尙ほ價定簿は討議により多數決を以て宜しく議決せらるべし。但し若し毎二週一回の會議により其の事務を盡す能はざるときは長官は五月一日乃至十日の間に於て再び課税官を會し以て殘務を扱はしむるを得。長官は課税官會議の財産價定簿以下に記したる如く若し未だ郡務委員に廻送せられざるに先ち能く之れを檢閲し價定の財産金額中より無税品の價値をば差引き其品名と價値とは之れを裏書し而して各納税者の所有財産に對する租税金額を示すべし。

長官は毎年五月十五日以前に課税官會議によりて決定せる財産價定簿をば郡務委員に廻送し之れと同時に條例の定むる所に從ひ財産報告を送致せざる納税者

の氏名と財産金額十分の一は課税官會議により科料として斯かる反則者の財産格價に増加せられたる由をば報道すべし。斯くて廻送されたる價定簿は二十日間郡務委員の在勤廳に留置き之れに得失の關累ある人々をして檢閲せしむべし。但し不動産の價定簿に限り公檢閱人(例せば大陪審人の如し)に非れば之れを檢閲するを得ず。

毎年五月十五日乃至六月五日の間に於ては租税徴收の爲め郡務委員に廻送されたる財産報告に得失の關累ある人々は課税官會議の價定法に關し郡務委員に起訴するとを得。而して該委員は其訴訟を審理し判決し正理によりて其認むる所に從ひ價定簿の正當なるを證明し或は其の誤謬を變改すべし訴訟は凡べて毎年六月十日以前に審理されざるべからず。

郡務委員は此の條例の定むる所に從ひ財産報告をなさざる納税者に加へられたる財産全金額十分の一をば返戻するに當り無税品價値に割合ふ金額の外は之れを返戻するとを得ず。然れども若し該委員は課税長官の返戻せざりし科料をば檢閲せる上反則者已に起訴期限を經過したるを發見するときは其の失行は反

則者の故意に出で、全く逋税の意ありたるものと認定し其の可税財産全價の五割より多からず二割より少からざる金額をば増加すべし

第五節 市課税官

バルチモールに於ては他市の官吏任命法と同一の法により適當なる人十六人を撰み市課税官に任命し以て市内土著の人及寄留人の所有に属せる財産にして無税財産若くは不動産にあらざるもの、價値及收入をば檢定せしむべし。該課税官の任命は決して政治主義の異同を論ずべからず而して其俸給は各人一年千五百弗たるべし。彼等は法令に定めたる宣誓を行ひ又他市の官吏の如く忠實に其職務を履行すべき證書を認むべし彼等愈々任命されるときは市知事は直ちに其一人を指名して課税官會議長たらしむべし。會議長は知事免職を命ずるにあらざるよりは依然其資格を以て任務を繼續すべし若し會議長缺位するときは知事は再び一人を課税官中に指名し其任を嗣かしむべし

一千八百八十八年に於ける課税官任命の方法は全數を四分し四人は一ケ年四人は二ケ年四人は三ケ年四人は四ケ年の任期と定め此年三月一日より其の任期を

算すべし。但し任期長短の配當は第一會議に於て抽籤を以て之れを定むべし以後は毎年其の二月に於て四人の課税官を任命し其年三月一日に満期するものに代らしむべし而して其の任命の方法は此の條項に規定せる所に準據し任期は四ケ年たるべし

若し課税官に死去辭職免職喪資格或は其他の事由により缺位を生じたるときは更に任命を行ひ以て其殘期間の職務を托すべし

一千八百八十八年よりは毎年二月に於て市課税官附屬の書記一人を他市に於ける官吏任命法の例に習ひて任命し一ケ年千五百弗の俸給を與ふべし。書記は毎日課税廳に出勤し會議の顛末を細大となく書留むべし。該廳の記録を散逸せざる様注意すべし送届け或は保續すべき諸文書を受取るべし。公檢閱人に檢閱に供すべき諸種の文書及記録をば能く其順序を正ふし又見出しに便ならしむべし。課税官皆財産價定簿を調製し終りたるときは直ちに其寫本を造り之れを租税裁判所書記に廻送すべし。各年二月二十五日迄に課税廳の閉否如何に論なく當時既に該廳に殘留せる財産價定簿の寫本を租税裁判所書記に廻送すべし。課税官

租税の實際に関する詳細及行政機關

三三八

調製の假定簿に關し租税裁判所に起訴之れありたるときは直ちに全所書記に其訴訟に關連せる凡べての書類を廻送すべし。尙ほ書記は以上の外其職務に關する種々の義務を履行すべし。若し市知事は必要と認めたるときは以上同様の方法により副書記を任命するを得但し副書記の俸給は一ヶ年千二百弗にして其職務は課税官の指使により正書記を援け其義務を果たさしむべし。課税官は事務一般の處置法の爲め或は又財産假定簿に不平を鳴らし起訴せるものを審判せんが爲め少くとも一週一回會議を開くべし。會議に於ては課税官は會議の方法各課税官の財産假定法訴訟審判の日時場處方式等に關し其規則を立定し又證人の召喚及記録文書の差出を要求するの權あるものとし若し該會議の要求により證人として出頭し或は記録文書を差出すべきことを命ぜられたるに敢て之に抗拒し或は愆ちて其の命に應せざる者あるときは課税官の辨疏能く其の實を表白するにあらざれば五十弗より不少一千弗より不多料を命し今日及今後バルチモール市に於て行はるる諸料の徴收法により之れを徴收すべし

第六節 バルチモール市に於ける不動産及借地産の

假定法

一千八百八十九年四月一日乃至九月一日の間に於て課税官は第一乃至第六の課税區に於ける凡べての不動産及借地産を假定すべし。次年四月一日乃至九月一日間に於ては第七乃至第十三の各區に於て之れを假定すべし。第三年四月一日乃至九月一日間に於ては第十四乃至第二十の各區に於て之れを假定すべし。第四年の例期間に於ては第一年に假定せる處を再調し第五第六の各年に於ては第二第三各年の跡を追巡し其後も連年常に三年前の假定處をば環調すべし。然而して不動産若くは借地産の價格一朝著しき高騰を呈はすの場合に於ては課税官は直ちに之れが再假定を試み其の由をば早速所有主に通報すべし而して若し所有主其再假定に満足せざるときは之れを租税裁判所に起訴するを得但し其起訴期限は再假定の當日より二十日間たるべし。又火災其他の原由により不動産若くは借地産の價格低減せる場合に於ては課税官は其見込を以て可税財産金額に適當の減額をなすの權あり而して若し所有主其の處置に服せざるときは租税

裁判所に起訴するを得但し其起訴期限は課税官處理の當日より二十日間たるべし

三四〇

不動産若くは借地産を價定するには課税官は土地の分割部をば各別に價定し之れを報告するには其の存在地名及縦横の長短を記載すべし。彼等は又土地の改良程度を價定するには其の土壤の肥瘠如何を問はず之れを取扱ふべし而して此の如き土地報告には改良の程度に基き番號を以て街衢を次第すべし

第七節 起訴

課税官動産不動産を價定せんとするときは各區域(ワード)皆其の順番に従ふて之れに着手すべし課税長官は財産價定未だ始まらざるに先だち各區を數課税區に分割し可成は一區各二人の課税官を派遣すべし。長官は何時にても課税區を變換するを得又彼は課税事務を統總し及之れを指揮すべし。課税官既に一區の財産價定を完了せるときは其の價定簿は不動産價定簿を取除き課税廳に具置き之れに得失の關係ある人をして二十日間檢閱するを得せしむべし。又一區の價定既に完了するときは課税官は此市に於て發行さるる三種以上の新聞紙上により

論 租 稅

て其區の財産價定借地産動産不動産を區別し完了せるを以て其の帳簿を課税廳に具へ置き來何日より何日迄其の檢閱を許すべきとを廣告すべし

論 租 稅

課税官の價定に係る財産に得失の關係ある人は其の何人たるに論なく二十日以内に於ては其價定に關し課税會議に起訴するの權あり而して若し該會議の判決に服せざるときは再復其判決後十日以内に於て租税裁判所の終審を仰ぐを得但し課税官會議に於けるものと租税裁判所に於けるものと別なく凡べて訴訟の審決を終へざるものと雖も決して納税猶豫の事由たらざるべし。斯くて又租税の收納已に終ると雖も爲めに決して納税者の訴訟權をは阻絶するとなかるべし而して其後若し審判の結果により價定額に低減を許す場合に於ては既納租税の過納額は他税の内に繰入れ或は次期の納税に加算さるべし

パルチモール市知事及議政員は一千八百八十八年租税裁判所と稱する一官衙を創立し少くとも三人の官吏を具へ一人は二年一人は四年一人は六年の任期を定め以後は各人六年となし常に該所に出勤して可税財産の訴訟及賣買讓與を取扱ひ其他物件の増加格價の増減を匡正せしむべし。又知事及議政員は數人の課税

官を任命し諸種の無税財産を調査し價定し其結果を租税裁判所に通報せしむべし

知事及議政員は租税裁判所に於て官吏の缺位ありしときは直ちに補缺任命法に従ひ任命を行ふべし。全所官吏の俸給は知事及議政員の定むる所による。租税徴收法及州税地方税に關する法案の滞滯なる其全體を掲げんと欲せば勢ひ取定の紙數を超越せざるを得ざれば吾人は已むを得ず以上掲來りし其の一部分を以て満足せざるべからず。而して其提唱する所のものは決して難爲の事あらずして頗る容易なるものなり。即ち課税官の俸給一千五百弗の如き稍高額に過ぐるの感なきにあらざれども是れパルチモール市に於て適任の人物を網羅するに必要なるものにして更に新約の如き少しく快生を營まんご欲せば前市二倍の經費を要する處に在りては之れに過ぐるの俸給を授せざるべからざるも亦途に已むを得ざるなり。蓋し乞丐的俸給は文を吝んで而の貴きを知らざる愚者流の節儉のみ

第十四章 結論

此著論する所のものは徒らに理論の講究に止まらず併せて租税組織改良の美を發揮するものにして説く所として經驗の徵する所ならざるはなく眞民主政の本義に出でざるはなし。左れば其の創策せる制度の如き固より單夷なるものにして頗る實行に難からざるものなり。若夫れ之れを以て錯雜紛糾なりとなすが如き只是れ其の斬新なるが爲にして能く之れを檢せば則ち嘆美措く能はざるものあらん。蓋し余が此の篇の著ある其意寔に政費の配負をして能く民力に應ぜしめ行政法を簡易ならしめ事業を拘束せる租税及課收法を一排して之れが發達を奨め廣く彼此の行政を通觀して其の良點を誘來り財政の範圍内に於て務めて其の進歩を計るに在り

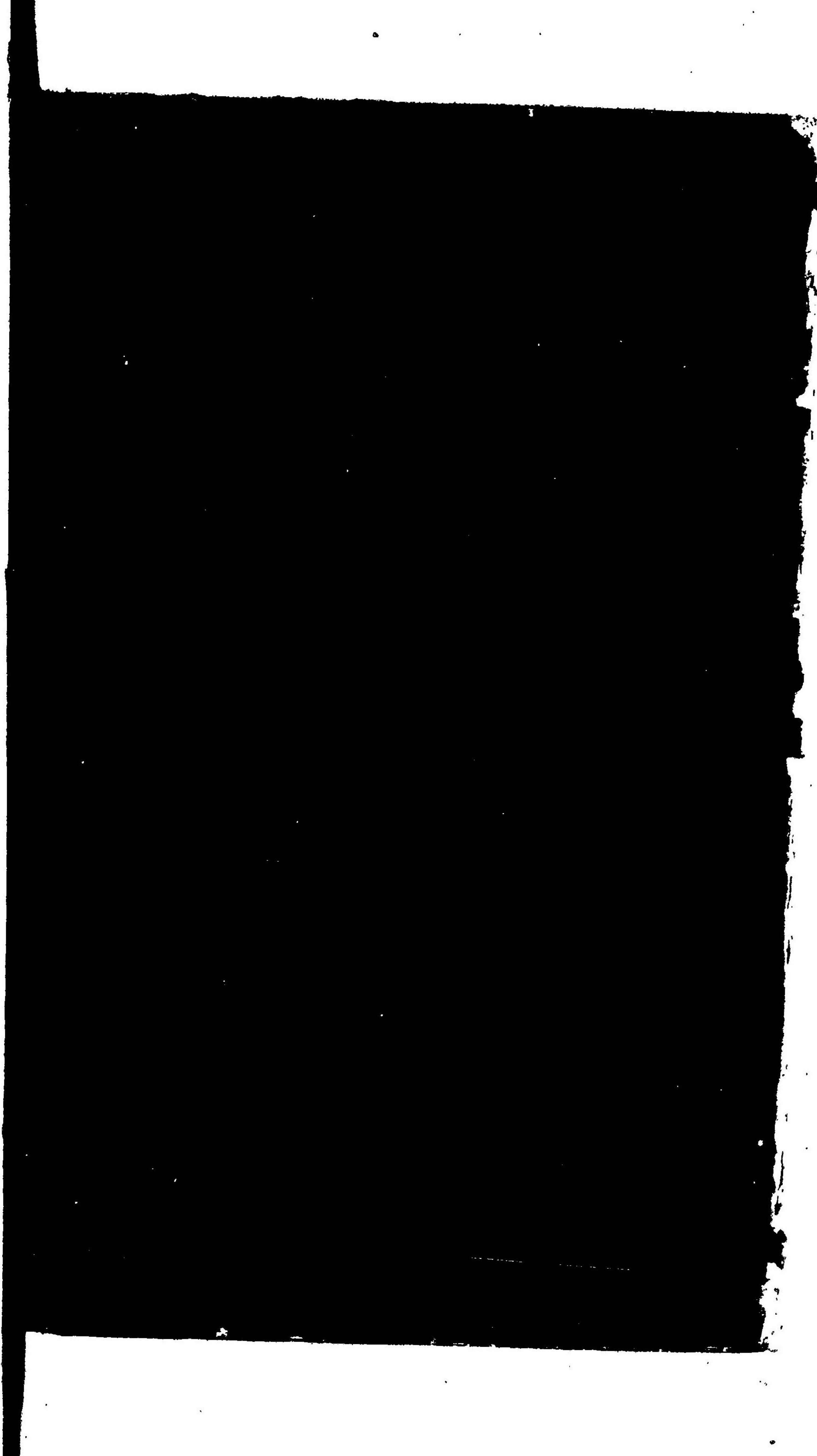
吾人は彼の舊慣古格特權運動の自由を犄角せる歐洲諸國に於けるよりも吾亞米利加共和政國に於ては完滿なる租税制を設立し得可き頗る良好なる機會を有せり。而して特に其のメーソリーランド州の如き財政釐革の必要一般且つ急銳に感ぜられたる處に在りては已れ先づ大膽に打出して悉良なる租税制を設立し以て

五
S/

論 税 租

他州の嚮導者たるべきは蓋し是れ其の處たり

租税論 米國州及市府完結



ユ
51

040707-000-2

ユ-51

租税論

イーラー/著

[M27?]

BDE-0404



7

51